

○独立行政法人日本学生支援機構法

(平成十五年六月十八日)

(法律第九十四号)

第百五十六回通常国会

第一次小泉内閣

改正 平成一六年 六月一八日法律第一二六号
同 一六年 六月一八日同 第一二七号
同 一六年 六月二三日同 第一三〇号
同 一六年 六月二三日同 第一三五号
同 一七年 七月二六日同 第八七号
同 一八年 六月二一日同 第八〇号
同 二六年 六月一三日同 第六七号
同 二九年 三月三一日同 第九号
令和 元年 五月一七日同 第八号

独立行政法人日本学生支援機構法をここに公布する。

独立行政法人日本学生支援機構法

目次

- 第一章 総則(第一条—第六条)
- 第二章 役員及び職員(第七条—第十二条)
- 第三章 業務(第十三条—第十七条の五)
- 第四章 財務及び会計(第十八条—第二十四条)
- 第五章 雑則(第二十五条—第二十八条)
- 第六章 罰則(第二十九条—第三十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人日本学生支援機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名

称は、独立行政法人日本学生支援機構とする。

(機構の目的)

第三条 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等(大学及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。)の修学の援助を行い、大学等(大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。)が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流(外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。)の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

(平二九法九・一部改正)

(中期目標管理法人)

第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

(平二六法六七・追加)

(事務所)

第四条 機構は、主たる事務所を神奈川県に置く。

(資本金)

第五条 機構の資本金は、附則第八条第二項及び第十条第五項の規定により政府から出資があったものとされた金額の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(名称の使用制限)

第六条 機構でない者は、日本学生支援機構という名称を用いてはならない。

第二章 役員及び職員

(役員)

第七条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、理事四人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第八条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

(理事の任期)

第九条 理事の任期は、二年とする。

(平二六法六七・全改)

(役員の欠格条項の特例)

第十条 通則法第二十二条の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができる。

2 機構の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人日本学生支援機構法第十条第一項」とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十一条 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十二条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与及び支給その他必要な援助を行うこと。

二 外国人留学生、我が国に留学を志願する外国人及び外国に派遣される留学生に対し、学資の支給その他必要な援助を行うこと。

三 外国人留学生の寄宿舍その他の留学生交流の推進を図るための事業の拠点となる施設の設置及び運営を行うこと。

四 我が国に留学を志願する外国人に対し、大学等において教育を受けるために必要な学習の達成の程度を判定することを目的とする試験を行うこと。

- 五 外国人留学生に対し、日本語教育を行うこと。
 - 六 外国人留学生の寄宿舎を設置する者又はその設置する施設を外国人留学生の居住の用に供する者に対する助成金の支給を行うこと。
 - 七 留学生交流の推進を目的とする催しの実施、情報及び資料の収集、整理及び提供その他留学生交流の推進を図るための事業を行うこと。
 - 八 大学等が学生等に対して行う修学、進路選択、心身の健康その他の事項に関する相談及び指導に係る業務に関し、大学等の教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うとともに、当該業務に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
 - 九 学生等の修学の環境を整備するための方策に関する調査及び研究を行うこと。
 - 十 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 機構は、前項に規定する業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、同項第三号の施設を一般の利用に供する業務を行うことができる。

(平二九法九・一部改正)

(学資の貸与)

- 第十四条 前条第一項第一号に規定する学資として貸与する資金(以下「学資貸与金」という。)は、無利息の学資貸与金(以下「第一種学資貸与金」という。)及び利息付きの学資貸与金(以下「第二種学資貸与金」という。)とする。
- 2 第一種学資貸与金は、優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であって経済的理由により著しく修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。
 - 3 第二種学資貸与金は、前項の規定による認定を受けた者以外の学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、大学その他政令で定める学校に在学する優れた者であって経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。
 - 4 第一種学資貸与金の額並びに第二種学資貸与金の額及び利率は、学校等の種別その他の事情を考慮して、その学資貸与金の種類ごとに政令で定めるところによる。
 - 5 第三項の大学その他政令で定める学校に在学する者であって第二項の規定による認定を受けたもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、第一種学資貸与金の貸与を受けることによっても、なおその修学を維持することが困難であると認定された者に対しては、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第一種学資貸与金に併せて前二項の規定による第二種学資貸与金を貸与することができる。

6 前各項に定めるもののほか、学資貸与金の貸与に関し必要な事項は、政令で定める。

(平二九法九・一部改正)

(学資貸与金の返還の条件等)

第十五条 学資貸与金の返還の期限及び返還の方法は、政令で定める。

2 機構は、学資貸与金の貸与を受けた者が災害又は傷病により学資貸与金を返還することが困難となったとき、その他政令で定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。

3 機構は、学資貸与金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により学資貸与金を返還することができなくなったときは、政令で定めるところにより、その学資貸与金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(平二九法九・一部改正)

第十六条 機構は、大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けた学生等のうち、在学中に特に優れた業績を挙げたと認められる者には、政令の定めるところにより、その学資貸与金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(平二九法九・一部改正)

(回収の業務の方法)

第十七条 学資貸与金の回収の業務の方法については、文部科学省令で定める。

(平二九法九・一部改正)

(学資の支給)

第十七条の二 第十三条第一項第一号に規定する学資として支給する資金(以下「学資支給金」という。)は、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第八号)第二条第三項に規定する確認大学等(以下この項において「確認大学等」という。)に在学する優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者(同法第十五条第一項の規定による同法第七条第一項の確認の取消し又は確認大学等の設置者による当該確認大学等に係る同項の確認の辞退の際、当該確認大学等に在学している当該認定された者を含む。)に対して支給するものとする。

2 学資支給金の額は、学校等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによる。

3 前二項に定めるもののほか、学資支給金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

(平二九法九・追加、令元法八・一部改正)

(学資支給金の返還)

第十七条の三 機構は、学資支給金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、文部科学省令で定めるところにより、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

- 一 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- 二 学生等たるにふさわしくない行為があったと認められるとき。

(平二九法九・追加)

(不正利得の徴収)

第十七条の四 機構は、偽りその他不正の手段により学資支給金の支給を受けた者がいるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(平二九法九・追加、令元法八・一部改正)

(受給権の保護)

第十七条の五 学資支給金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(平二九法九・追加)

第四章 財務及び会計

(積立金の処分)

第十八条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十三条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(平二六法六七・一部改正)

(長期借入金及び日本学生支援債券)

第十九条 機構は、第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は日本学生支援債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

- 2 前項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- 3 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
- 4 機構は、文部科学大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
- 5 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。
- 6 前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一七法八七・平二六法六七・一部改正)

(債務保証)

第二十条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について保証することができる。

(償還計画)

第二十一条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(平二六法六七・一部改正)

(政府貸付金等)

第二十二条 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務(第一種学資貸与金に係るものに限る。)に要する資金を無利息で貸し付けることができる。

- 2 政府は、機構が第十五条第三項又は第十六条の規定により第一種学資貸与金の返還を免除したときは、機構に対し、その免除した金額に相当する額の前項の貸付金の償還を免除することができる。

(平二九法九・一部改正)

(補助金)

第二十三条 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務に要する費用の一部を補助することができる。

(令元法八・一部改正)

第二十三条の二 政府は、毎年度、機構に対し、第十三条第一項第一号に規定する学資の支給に要する費用を補助するものとする。

(令元法八・全改)

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第二十四条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)の規定(罰則を含む。)は、第十三条第一項第六号の規定により機構が支給する助成金について準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構の理事長」と、同法第二条第一項(第二号を除く。)及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構の事業年度」と読み替えるものとする。

第五章 雑則

(財務大臣との協議)

第二十五条 文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第十四条第二項、第三項若しくは第五項、第十七条又は第十七条の二第一項の規定により文部科学省令を定めようとするとき。
- 二 第十八条第一項の規定による承認をしようとするとき。
- 三 第十九条第一項若しくは第四項又は第二十一条の規定による認可をしようとするとき。

(平二六法六七・平二九法九・一部改正)

(主務大臣等)

第二十六条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣及び文部科学省令とする。

(平二六法六七・一部改正)

第二十七条 削除

(平一六法一三〇)

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第二十八条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第百十七号)の規定は、機構の役員及び職員には、適用しない。

第六章 罰則

第二十九条 第十一条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
- 二 第十三条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

(平二九法九・令元法八・一部改正)

第三十一条 第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十一条、第十五条から第十八条まで及び第二十一条から第二十三条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

(職員の引継ぎ等)

第二条 機構の成立の際現に文部科学省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者のうち、文部科学大臣の指定する官職を占めるものは、別に辞令を発せられない限り、機構の成立の日において、機構の職員となるものとする。

第三条 前条の規定により機構の職員となった者に対する国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第八十二条第二項の規定の適用については、機構の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

第四条 附則第二条の規定により文部科学省の職員が機構の職員となる場合には、その者に対しては、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。

2 機構は、前項の規定の適用を受けた機構の職員の退職に際し、退職手当を支給しようと

するときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続いた在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

- 3 機構の成立の日の前日に文部科学省の職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続いて機構の職員となり、かつ、引き続き機構の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が機構を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。
- 4 機構は、機構の成立の日の前日に文部科学省の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いて機構の職員となった者のうち機構の成立の日から雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に機構を退職したものであって、その退職した日まで文部科学省の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

第五条 附則第二条の規定により機構の職員となった者であって、機構の成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、機構の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、機構の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、機構の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

第六条 機構の成立の日の前日において国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第三条第一項の規定により文部科学省に属する同法第二条第一項第一号に規定する

職員及びその所管する独立行政法人の同号に規定する職員をもって組織された国家公務員共済組合(以下この条において「文部科学省共済組合」という。)の組合員である同号に規定する職員(同日において附則第二条に規定する文部科学省の部局又は機関で政令で定めるものに属する者に限る。)が機構の成立の日において機構の役員又は職員(同号に規定する職員に相当する者に限る。以下この条において「役職員」という。)となり、かつ、引き続き同日以後において機構の役職員である場合において、その者が同日から起算して二十日を経過する日(正当な理由があると文部科学省共済組合が認めた場合には、その認めた日)までに文部科学省共済組合に申出をしたときは、当該役職員は、機構の成立の日以後引き続き当該役職員である期間文部科学省共済組合を組織する同号に規定する職員に該当するものとする。

- 2 前項に規定する役職員が同項に規定する申出をその期限内に行うことなく死亡した場合には、その申出は、当該期限内に当該役職員の遺族(国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族に相当する者に限る。次項において同じ。)がすることができる。
- 3 機構の成立の日の前日において文部科学省共済組合の組合員である国家公務員共済組合法第二条第一項第一号に規定する職員(同日において附則第二条に規定する文部科学省の部局又は機関で政令で定めるものに属する者に限る。)が機構の成立の日において機構の役職員となる場合において、当該役職員又はその遺族が第一項の規定による申出を行わなかったときは、当該役職員は、機構の成立の日の前日に退職(同条第一項第四号に規定する退職をいう。)をしたものとみなす。

(平一六法一三〇・一部改正)

(機構の職員となる者の職員団体についての経過措置)

第七条 機構の成立の際現に存する国家公務員法第八十二条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が附則第二条の規定により機構に引き継がれる者であるものは、機構の成立の際労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

- 2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。
- 3 第一項の規定により労働組合となったものについては、機構の成立の日から起算して六

十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(国の権利義務の承継等)

第八条 機構の成立の際、第十三条第一項第二号、第八号及び第九号に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時に於いて機構が承継する。

2 前項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(国有財産の無償使用)

第九条 国は、機構の成立の際現に附則第二条に規定する文部科学省の部局又は機関で政令で定めるものに属する者の住居の用に供されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができる。

(日本育英会の解散等)

第十条 日本育英会(以下「育英会」という。)は、機構の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いて、次項の規定により国が承継する資産を除き、機構が承継する。

2 機構の成立の際現に育英会が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時に於いて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 育英会の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

5 第一項の規定により機構が育英会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

- 6 附則第八条第三項及び第四項の規定は、前項の資産の価額について準用する。
- 7 第一項の規定により育英会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(政府が有する債権の免除)

第十一条 政府は、旧育英会法(附則第十五条の規定による廃止前の日本育英会法(昭和五十九年法律第六十四号)をいう。以下同じ。)第二十一条第一項第一号の業務に必要な費用に充てるため政府から旧育英会法第四十条第一項の規定により育英会に貸し付けた資金であって政令で定めるものに係る育英会に対する債権を免除するものとする。

(育英会の発行する日本育英会債券に関する経過措置)

第十二条 旧育英会法第三十二条第一項の規定により育英会が発行した日本育英会債券は、第十九条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項の規定による日本学生支援債券とみなす。

(財団法人国際学友会等からの引継ぎ)

第十三条 次の表の上欄に掲げる法人は、寄附行為の定めるところにより、設立委員に対し、機構の成立の時に現にこれらの法人が有する権利及び義務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事業の遂行に伴いこれらの法人に属するに至ったものを、機構において承継すべき旨を申し出ることができる。

法人	事業
昭和十五年十二月六日に設立された財団法人国際学友会(以下この項において「学友会」という。)	平成十五年三月一日現在における学友会の寄附行為第五条第一号から第六号まで及び第八号に掲げる事業並びにこれらに附帯する事業
昭和二十年七月一日に設立された財団法人内外学生センター(以下この項において「センター」という。)	平成十五年三月一日現在におけるセンターの寄附行為第四条に掲げる事業のうち留学生交流の推進及び大学等に対する支援に係るもの並びにこれらに附帯する事業
昭和三十一年六月八日に設立された財団法人関西国際学友会(以下この項において「関西学友会」という。)	平成十五年三月一日現在における関西学友会の寄附行為第五条第二号から第七号までに掲げる事業及びこれらに附帯する事業
昭和三十二年三月一日に設立された財団法人日本国際教育協会(以下この項において「協会」という。)	平成十五年三月一日現在における協会の寄附行為第五条第一号から第六号まで及び第八号に掲げる事業並びにこれらに附帯する事業

2 設立委員は、前項の規定による申出があったときは、遅滞なく、文部科学大臣の認可を申請しなければならない。

3 前項の認可があったときは、第一項の規定による申出に係る権利及び義務は、機構の成立の時に於いて機構に承継されるものとする。

(業務の特例等)

第十四条 機構は、当分の間、第十三条に規定する業務のほか、旧育英会法第二十一条第一項第一号に規定する業務及びこれに附随する業務のうち、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)又は専修学校の高等課程の生徒(機構の成立の日属する年度の翌年度以降にこれらの学校に入学する者を除く。)に対する旧育英会法第二十二条第一項に規定する第一種学資金に係る業務を行う。

2 前項に規定する業務については、旧育英会法第二十二条及び第二十三条の規定は、次条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧育英会法第二十三条中「育英会」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構」とする。

3 機構が第一項に規定する業務を行う場合における第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項、第二十二條、第二十三條及び第三十條第二号の規定の適用については、第十七条中「学資貸与金」とあるのは「学資貸与金(附則第十四条第一項に規定する第一種学資金を含む。)」と、第十八条第一項及び第三十條第二号中「第十三條」とあるのは「第十三條及び附則第十四条第一項」と、第十九条第一項及び第二十三條中「第十三條第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務」とあるのは「第十三條第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務及び附則第十四条第一項に規定する業務(附随する業務を除く。)」と、第二十二條第一項中「第十三條第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務(第一種学資貸与金に係るものに限る。)」とあるのは「第十三條第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務(第一種学資貸与金に係るものに限る。)及び附則第十四条第一項に規定する業務(附随する業務を除く。)」と、同条第二項中「第十五條第三項又は第十六條の規定により第一種学資貸与金」とあるのは「第十五條第三項若しくは第十六條の規定により第一種学資貸与金の返還を免除したとき又は附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧育英会法第二十三條第三項の規定により第一種学資金」とする。

(平一八法八〇・平二九法九・一部改正)

(日本育英会法の廃止)

第十五条 日本育英会法は、廃止する。

(従前の被貸与者に関する経過措置)

第十六条 前条の規定の施行前に育英会がした貸与契約による学資の貸与及び貸与金の返還については、なお従前の例による。

2 政府は、機構が前項の規定によりなお従前の例によることとされる貸与金の返還の免除(無利息の貸与金に係るものに限る。)をしたときは、機構に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除することができる。

(日本育英会法の廃止に伴う経過措置)

第十七条 附則第十五条の規定の施行前に旧育英会法(第十条、第十七条及び第二十条第一項を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十八条 附則第十五条の規定の施行前にした行為及び附則第十条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第十九条 この法律の施行の際現に日本学生支援機構という名称を使用している者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(政令への委任)

第二十条 附則第二条から第十四条まで及び第十六条から前条までに定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 附則第四十二条の規定 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十号)の公布の日又は公布日のいずれか遅い日

(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十号)の公布の日 = 平成一六年六月二三日)

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一二七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第三条の規定 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十号)の公布の日又は公布日のいずれか遅い日

(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十号)の公布の日＝平成一六年六月二三日)

附 則 (平成一六年六月二三日法律第一三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第七条、第十条、第十三条及び第十八条並びに附則第九条から第十五条まで、第二十八条から第三十六条まで、第三十八条から第七十六条の二まで、第七十九条及び第八十一条の規定 平成十七年四月一日

(平一六法一二六・平一六法一二七・平一六法一三五・一部改正)

附 則 (平成一六年六月二三日法律第一三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十七条の規定 この法律の公布の日又は国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十号)の公布の日のいずれか遅い日

(この法律の公布の日及び国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十号)の公布の日＝平成一六年六月二三日)

○会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成一七法律八七)抄

(罰則に関する経過措置)

第五百二十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五百二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄
この法律は、会社法の施行の日から施行する。

(施行の日=平成一八年五月一日)

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成二七年四月一日)

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日
(処分等の効力)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為であってこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院

規則)で定める。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第九号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 文部科学大臣は、この法律による改正後の第十七条の二第一項の規定により文部科学省令を定めようとするときは、この法律の施行の前日においても、財務大臣に協議することができる。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年五月一七日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十四条の規定は、公布の日から施行する。

(令和元年政令第一七九号で令和二年四月一日から施行)

(独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 前条の規定による改正後の独立行政法人日本学生支援機構法(以下この項において「新機構法」という。)の規定は、この法律の施行後に新機構法第十七条の二第一項の規定により認定された者に対して支給される同項に規定する学資支給金について適用し、この法律の施行前に前条の規定による改正前の独立行政法人日本学生支援機構法(以下この条において「旧機構法」という。)第十七条の二第一項の規定により認定された者に対して支給される同項に規定する学資支給金(以下この条において「旧学資支給金」という。)については、なお従前の例による。

2 旧機構法第二十三条の二第一項に規定する学資支給基金(以下この条において単に「学資支給基金」という。)は、旧学資支給金の支給が終了する日までの間、存続するものとする。

3 前項の規定によりなお存続する学資支給基金については、旧機構法第二十三条の二、第二十三条の三及び第三十条(第三号に係る部分に限る。)の規定は、次項の規定により国庫

に納付するまで(残余がない場合にあつては、前項の支給が終了する日まで)の間は、なおその効力を有する。

- 4 独立行政法人日本学生支援機構は、旧学資支給金の支給が終了した場合において、学資支給基金に残余があるときは、政令で定めるところにより、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

(罰則に関する経過措置)

第七条 附則第五条の規定の施行前にした行為及び前条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○独立行政法人日本学生支援機構法施行令

(平成十六年一月七日)

(政令第二号)

改正 平成一六年 三月三十一日政令第 八四号
同 一六年 四月 一日同 第一二八号
同 一七年 三月三〇日同 第 八〇号
同 一七年 四月 一日同 第一一八号
同 一八年 三月三十一日同 第一一八号
同 一九年 三月二六日同 第 六〇号
同 一九年一二月一二日同 第三六三号
同 一九年一二月一四日同 第三六九号
同 二〇年 三月三十一日同 第 九九号
同 二〇年 七月 四日同 第二一九号
同 二一年 三月三十一日同 第 七四号
同 二二年一二月二七日同 第二五二号
同 二五年 三月二九日同 第 九六号
同 二七年 五月一五日同 第二三一号
同 二八年一二月二六日同 第三九〇号
同 二九年 三月三十一日同 第一二五号
同 三〇年 三月三〇日同 第 九〇号
令和 元年 六月二八日同 第 五〇号
同 二年一二月二四日同 第三七五号

独立行政法人日本学生支援機構法施行令をここに公布する。

独立行政法人日本学生支援機構法施行令

内閣は、独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第十四条第三項から第五項まで、第十五条、第十六条、第十九条第七項及び第二十七条並びに附則第二条、第八条第一項及び第二項、同条第四項(附則第十条第六項において準用する場合を含む。)、第九条、第十条第三項及び第七項、第十一条並びに第二十条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

(第一種学資貸与金の額)

第一条 独立行政法人日本学生支援機構法(以下「法」という。)第十四条第一項の第一種学

資貸与金(以下単に「第一種学資貸与金」という。)の月額、次の表の上欄に掲げる学校に在学する者について、同欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。

区分			月額	
大学	地方公共団体、国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。)又は公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。)が設置する大学		自宅通学のとき 二〇、〇〇〇円、 三〇、〇〇〇円又は 四五、〇〇〇円	
			自宅外通学のとき 二〇、〇〇〇円、 三〇、〇〇〇円、 四〇、〇〇〇円又は 五一、〇〇〇円	
	私立の大学	学部	自宅通学のとき 二〇、〇〇〇円、 三〇、〇〇〇円、 四〇、〇〇〇円又は 五四、〇〇〇円	
			自宅外通学のとき 二〇、〇〇〇円、 三〇、〇〇〇円、 四〇、〇〇〇円、 五〇、〇〇〇円又は 六四、〇〇〇円	
		短期大学	自宅通学のとき 二〇、〇〇〇円、 三〇、〇〇〇円、 四〇、〇〇〇円又は 五三、〇〇〇円	
			自宅外通学のとき 二〇、〇〇〇円、 三〇、〇〇〇円、 四〇、〇〇〇円、 五〇、〇〇〇円又は 六〇、〇〇〇円	
	大学院	修士課程及び専門職大学院の課程		五〇、〇〇〇円又

				は八八、〇〇〇円
	博士課程			八〇、〇〇〇円又 は一二二、〇〇〇 円
高等専門学 校	地方公共団体、独立行政法 人国立高等専門学校機構 又は公立大学法人が設置 する高等専門学校	第一学年から 第三学年まで	自宅通学のとき	一〇、〇〇〇円又 は一、〇〇〇円
			自宅外通学のとき	一〇、〇〇〇円又 は一、五〇〇円
		第四学年及び 第五学年	自宅通学のとき	二〇、〇〇〇円、 三〇、〇〇〇円又 は四五、〇〇〇円
			自宅外通学のとき	二〇、〇〇〇円、 三〇、〇〇〇円、 四〇、〇〇〇円又 は五一、〇〇〇円
	私立の高等専門学校	第一学年から 第三学年まで	自宅通学のとき	一〇、〇〇〇円又 は一、〇〇〇円
			自宅外通学のとき	一〇、〇〇〇円又 は一、五〇〇円
		第四学年及び 第五学年	自宅通学のとき	二〇、〇〇〇円、 三〇、〇〇〇円、 四〇、〇〇〇円又 は五三、〇〇〇円
			自宅外通学のとき	二〇、〇〇〇円、 三〇、〇〇〇円、 四〇、〇〇〇円、 五〇、〇〇〇円又 は六〇、〇〇〇円

専修学校	国、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第八条の二第一項第一号の表及び第二項第一号の表において同じ。)、国立大学法人又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。第八条の二第一項第一号の表及び第二項第一号の表において同じ。))が設置する専修学校(専門課程に限る。附則第十一条第一項を除き、以下同じ。)	自宅通学のとき	二〇、〇〇〇円、 三〇、〇〇〇円又は 四五、〇〇〇円
		自宅外通学のとき	二〇、〇〇〇円、 三〇、〇〇〇円、 四〇、〇〇〇円又は 五一、〇〇〇円
	私立の専修学校	自宅通学のとき	二〇、〇〇〇円、 三〇、〇〇〇円、 四〇、〇〇〇円又は 五三、〇〇〇円
		自宅外通学のとき	二〇、〇〇〇円、 三〇、〇〇〇円、 四〇、〇〇〇円、 五〇、〇〇〇円又は 六〇、〇〇〇円
	備考		
	<p>一 「大学」には、別科(機械又は装置の修理、保守又は操作、製造、加工、建設、医療、栄養の指導、保育、経理その他これらに類する職業に必要な技術の教授を目的とするもので文部科学省令で定めるもの(次号において「特定別科」という。)を除く。)を含まない(第六条及び第八条の二を除き、以下同じ。)</p> <p>二 「学部」には、専攻科及び特定別科を含む。</p>		

三 「修士課程」には、博士課程のうち、修士課程として取り扱われる課程及び修士課程に相当すると認められるものを含む。

四 「第四学年及び第五学年」には、専攻科を含む(第八条の二第一項第一号の表を除き、以下同じ。)

五 「自宅通学のとき」とは、その者の生計を維持する者と同居するとき、又はこれに準ずると認められるときをいう(第八条の二第一項第一号の表において同じ。)

六 「自宅外通学のとき」とは、前号の自宅通学のとき以外のときをいう(第八条の二第一項第一号の表において同じ。)

2 大学、高等専門学校(第四学年及び第五学年に限る。)又は専修学校に在学する者のうち、その者の生計を維持する者の所得が文部科学大臣の認可を受けて独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)の定める額以上であるものに対する第一種学資貸与金の月額については、前項の表大学の項下欄、高等専門学校の項下欄又は専修学校の項下欄の規定にかかわらず、同表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額(そのうち最も高い額を除く。)のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。

3 大学又は専修学校において通信による教育を受ける者のうち、教員に面接して授業を受ける期間が夏季等の特別の時期に集中する者その他文部科学省令で定める者(次条において「特定通信教育受講者」という。))に対する第一種学資貸与金の額については、第一項の表大学の項下欄若しくは専修学校の項下欄又は前項の規定にかかわらず、その年当たりの合計額が八八、〇〇〇円を超えない額の範囲内で学校等の種別及び通学形態の別を考慮して機構の定める額とする。

(平一七政八〇・平一九政三六三・平二一政七四・平二五政九六・平二九政一二五・令元政五〇・一部改正)

(学資支給金の支給等を受けた場合における第一種学資貸与金の額)

第一条の二 大学、高等専門学校(第四学年及び第五学年に限る。)又は専修学校に在学する者(特定通信教育受講者であるものを除く。)のうち、法第十七条の二第一項の学資支給金(以下単に「学資支給金」という。)の支給又は大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第八号。以下「支援法」という。)第八条第一項の規定による授業料の減免(次項において「授業料減免」という。)を受けるものに対する第一種学資貸与金の月額については、前条第一項の表大学の項下欄、高等専門学校の項下欄又は専修学校の項下欄の規定にかかわらず、同表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の

下欄に定める額のうち最も高い額から次に掲げる額の合計額を控除した額(その額が零を下回る場合には、零とする。)又は当該控除した額の一万円未満の端数を切り捨てた額未満の同表の下欄に定める額のうち、貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。

一 当該学生又は生徒につき第八条の二第一項から第四項までの規定により算定される学資支給金の額(当該学生又は生徒が通信による教育を受ける者である場合には、当該額を十二で除した額(その額に百円未満の端数が生じた場合には、これを百円に切り上げた額))

二 当該学生又は生徒につき大学等における修学の支援に関する法律施行令(令和元年政令第四十九号。次項第二号において「支援法施行令」という。)第二条第一項第一号の表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める授業料の年額(当該学生又は生徒が通信による教育を受ける者である場合には、一三〇、〇〇〇円。以下この号において「授業料調整年額」という。)(当該学生又は生徒に係る同条第二項に規定する減免額算定基準額が同条第一項第二号又は第三号に掲げる額に該当する場合には、当該額の区分に応じ、それぞれ当該授業料調整年額に当該各号に定める割合を乗じた額)を十二で除した額(その額に百円未満の端数が生じた場合には、これを百円に切り上げた額)

2 機構は、前条第三項の規定に基づき特定通信教育受講者のうち学資支給金の支給又は授業料減免を受けるものに対する第一種学資貸与金の額を定めるときは、その年当たりの合計額が学資支給金の支給及び授業料減免を受けない特定通信教育受講者に対する第一種学資貸与金の年当たりの合計額から次に掲げる額の合計額を控除した額(その額が零を下回る場合には、零とする。)となるよう定めなければならない。

一 特定通信教育受講者につき第八条の二第三項及び第四項の規定により算定される学資支給金の額

二 一三〇、〇〇〇円(特定通信教育受講者に係る支援法施行令第二条第二項に規定する減免額算定基準額が同条第一項第二号又は第三号に掲げる額に該当する場合には、当該額の区分に応じ、それぞれ一三〇、〇〇〇円に当該各号に定める割合を乗じた額(その額に百円未満の端数が生じた場合には、これを百円に切り上げた額))

(令元政五〇・追加)

(第二種学資貸与金の貸与並びにその額及び利率)

第二条 法第十四条第一項の第二種学資貸与金(以下単に「第二種学資貸与金」という。)の月額、次の各号に掲げる学校に在学する者(通信による教育を受ける者を除く。)につい

て、それぞれ当該各号に定める額のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とし、その利率は、年三パーセントとする。

一 大学 二〇、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円、四〇、〇〇〇円、五〇、〇〇〇円、六〇、〇〇〇円、七〇、〇〇〇円、八〇、〇〇〇円、九〇、〇〇〇円、一〇〇、〇〇〇円、一一〇、〇〇〇円又は一二〇、〇〇〇円

二 大学院 五〇、〇〇〇円、八〇、〇〇〇円、一〇〇、〇〇〇円、一三〇、〇〇〇円又は一五〇、〇〇〇円

三 高等専門学校(第四学年及び第五学年に限る。) 二〇、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円、四〇、〇〇〇円、五〇、〇〇〇円、六〇、〇〇〇円、七〇、〇〇〇円、八〇、〇〇〇円、九〇、〇〇〇円、一〇〇、〇〇〇円、一一〇、〇〇〇円又は一二〇、〇〇〇円

四 専修学校 二〇、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円、四〇、〇〇〇円、五〇、〇〇〇円、六〇、〇〇〇円、七〇、〇〇〇円、八〇、〇〇〇円、九〇、〇〇〇円、一〇〇、〇〇〇円、一一〇、〇〇〇円又は一二〇、〇〇〇円

2 私立の大学の医学、歯学、薬学若しくは獣医学を履修する課程又は法科大学院(専門職大学院であって、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。以下この項において同じ。)の法学を履修する課程に在学する者に対する第二種学資貸与金については、前項の規定にかかわらず、その月額を、次の表の上欄に掲げる課程の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額(機構の定める額が二以上あるときは、そのうち貸与を受ける学生が選択する額)とすることができるものとし、その場合における利率は、年当たり同表の下欄に掲げる算式により算定した利率とする。

区分	月額	利率(パーセント)
私立の大学の医学又は歯学を履修する課程	一二〇、〇〇〇円を超え一六〇、〇〇〇円以内で機構の定める額	$(A \times 3 + (B - A) \times r) / B$
私立の大学の薬学又は獣医学を履修する課程	一二〇、〇〇〇円を超え一四〇、〇〇〇円以内で機構の定める額	
法科大学院の法学を履修する課程	一五〇、〇〇〇円を超え二二〇、〇〇〇円以内で機構の定める額	
備考 この表の下欄に掲げる算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。 A 私立の大学の医学又は歯学を履修する課程及び薬学又は獣医学を履修する課程にあつては一二〇、〇〇〇円、法科大学院の法学を履修する課程にあつては一五〇、〇〇		

〇円

B この表の中欄の機構の定める額(その額が二以上あるときは、そのうち貸与を受ける学生が選択した額)

r 年三パーセントを超える利率で機構の定める利率に相当する数

- 3 第一項各号に掲げる学校(以下この項及び次条第一項において「貸与対象校」という。)に在学する者が当該貸与対象校に入学した月又は当該貸与対象校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定により設置されたものに限る。同条第一項において「貸与対象日本校」という。)に在学する者が外国の大学若しくは大学院に留学した月に貸与される第二種学資貸与金の月額については、前二項の規定にかかわらず、第一項の場合にあっては同項各号に定める額のうち学生又は生徒が選択する額に、前項の場合にあっては同項の表の中欄に掲げる機構の定める額(その額が二以上あるときは、そのうち貸与を受ける学生が選択する額)に、それぞれ一〇〇、〇〇〇円、二〇〇、〇〇〇円、三〇〇、〇〇〇円、四〇〇、〇〇〇円又は五〇〇、〇〇〇円(貸与を受ける学生又は生徒が当該入学をした月に当該留学をした場合においては、一〇〇、〇〇〇円、二〇〇、〇〇〇円、三〇〇、〇〇〇円、四〇〇、〇〇〇円、五〇〇、〇〇〇円、六〇〇、〇〇〇円、七〇〇、〇〇〇円、八〇〇、〇〇〇円、九〇〇、〇〇〇円又は一、〇〇〇、〇〇〇円)のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額を加えた額とすることができるものとし、その場合における利率は、年当たり次の算式により算定した利率とする。

$$\text{利率(パーセント)} = (C \times 3 + (D - C) \times r) / D$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

C 第一項の場合にあっては同項各号に定める額のうち学生又は生徒が選択した額、前項の場合にあっては同項の表の備考に規定するAの額

D 第一項の場合にあっては同項各号に定める額のうち学生又は生徒が選択した額に、前項の場合にあっては同項の表の中欄に掲げる機構の定める額(その額が二以上あるときは、そのうち貸与を受ける学生が選択した額)に、それぞれ貸与を受ける学生又は生徒がこの項の規定により選択した額を加えた額

r 年三パーセントを超える利率で機構の定める利率に相当する数

(平一六政八四・平一八政一一八・平二〇政九九・平二一政七四・平二五政九六・平二九政一二五・平三〇政九〇・一部改正)

(第一種学資貸与金に併せて貸与する第二種学資貸与金の額及び利率)

第三条 法第十四条第五項の規定により第一種学資貸与金に併せて貸与する第二種学資貸

与金については、月額第二種学資貸与金(貸与対象校に在学する者に対し、機構の定める期間において毎月貸与する第二種学資貸与金をいう。次項において同じ。)又は一時金額第二種学資貸与金(貸与対象校に入学した者に対しその入学の際に一時金として貸与する第二種学資貸与金及び貸与対象日本校に在学する者に対しその者が外国の大学又は大学院に留学する際に一時金として貸与する第二種学資貸与金をいう。第三項において同じ。)のうち、貸与を受ける学生又は生徒が機構の定めるところにより選択するいずれか一の第二種学資貸与金とする。

2 月額第二種学資貸与金の額及び利率については、前条の規定の例による。

3 一時金額第二種学資貸与金の額は、一〇〇、〇〇〇円、二〇〇、〇〇〇円、三〇〇、〇〇〇円、四〇〇、〇〇〇円又は五〇〇、〇〇〇円(貸与を受ける学生又は生徒が当該入学をした月に当該留学をした場合においては、一〇〇、〇〇〇円、二〇〇、〇〇〇円、三〇〇、〇〇〇円、四〇〇、〇〇〇円、五〇〇、〇〇〇円、六〇〇、〇〇〇円、七〇〇、〇〇〇円、八〇〇、〇〇〇円、九〇〇、〇〇〇円又は一、〇〇〇、〇〇〇円)のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とし、その利率は、年三パーセントを超える利率で機構の定める利率とする。

(平一六政八四・全改、平一八政一一八・平二一政七四・平二九政一二五・一部改正)

(第二種学資貸与金の利息の特例)

第四条 前二条の規定にかかわらず、第二種学資貸与金は、その貸与を受けている間並びに法第十五条第二項の規定によりその返還の期限を猶予される場合における同項及び第六条に規定する事由がある間は無利息とする。

2 次条第四項の規定による学資貸与金の返還の期限及び返還の方法の変更が行われる場合には、当該変更の時以後の期間に係る第二種学資貸与金の利率は、前二条の規定にかかわらず、これらの規定による利率以下の利率で文部科学大臣の認可を受けて機構の定めるところにより算定した利率とする。

(平二二政二五二・平二八政三九〇・平二九政一二五・一部改正)

(学資貸与金の返還の期限等)

第五条 法第十四条第一項の学資貸与金(以下単に「学資貸与金」という。)の返還の期限は、貸与期間の終了した月の翌月から起算して六月を経過した日(第三項において「六月経過日」という。)以後二十年以内で機構の定める期日とし、その返還は、年賦、半年賦、月賦その他の機構の定める割賦の方法によるものとする。ただし、学資貸与金の貸与を受け

た者は、いつでも繰上返還をすることができる。

- 2 第二種学資貸与金についての前項の規定による年賦、半年賦、月賦その他の割賦による返還は、元利均等返還の方法によるものとする。
- 3 機構が、第一種学資貸与金の貸与を受けた者について、その者の所得が少ない場合においても学資貸与金の継続的な返還を可能とするため、文部科学大臣の認可を受けて機構の定めるところによりその者の所得を基礎として算定される額を割賦金の額とする方法により当該第一種学資貸与金を返還させる場合には、その返還の期限は、第一項の規定にかかわらず、六月経過日以後二十年以内とすることを要しない。この場合において、その返還の期限は、六月経過日以後の日であつて、文部科学大臣の認可を受けて機構の定める日とする。
- 4 機構が、災害、傷病その他文部科学大臣の認めるやむを得ない事由により学資貸与金を返還することが困難となった者について、文部科学大臣の認可を受けて定める基準に従つて、割賦金の減額及び支払回数の変更その他の学資貸与金の返還の期限及び返還の方法の変更を行う場合(前項に規定する場合を除く。)には、第一項中「二十年」とあるのは、「文部科学大臣の認可を受けて機構の定める二十年以上の期間」とし、第二項の規定は、適用しない。
- 5 学資貸与金の貸与を受けた者が、支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠つたと認められるときは、前各項の規定にかかわらず、その者は、機構の請求に基づき、その指定する日までに返還未済額の全部を返還しなければならない。

(平二二政二五二・平二八政三九〇・平二九政一二五・一部改正)

(学資貸与金の返還期限の猶予)

第六条 法第十五条第二項の政令で定める事由は、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に在学することその他文部科学大臣の認めるやむを得ない事由があることとする。

(平二九政一二五・一部改正)

(死亡等による学資貸与金の返還免除)

第七条 死亡した者又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失した者については、その学資貸与金の返還未済額の全部又は一部を免除することができる。

- 2 精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有する者については、その学資貸与金の返還未済額の一部の返還を免除することができる。
- 3 機構は、前二項の規定による学資貸与金の返還の免除につき必要な事項を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(平二九政一二五・一部改正)

(特に優れた業績による学資貸与金の返還免除)

第八条 大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けた学生であつて、在学中に特に優れた業績を挙げた者として機構が認定したものには、貸与期間終了の時において、その学資貸与金の全部又は一部の返還を免除することができる。

2 前項の認定は、大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けた学生のうち、当該大学院を置く大学の学長が学内選考委員会(機構に対して同項の認定を受ける候補者として推薦すべき者の選考に関する事項を調査審議する機関として文部科学省令で定めるところにより当該大学に設置されるものをいう。)の議に基づき推薦する者その他文部科学省令で定める者について、その専攻分野に関する論文その他の文部科学省令で定める業績を総合的に評価することにより行うものとする。

3 機構は、前項に規定するもののほか、第一項の規定による学資貸与金の返還の免除につき必要な事項を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(平二七政二三一・平二九政一二五・一部改正)

(学資支給金の額)

第八条の二 学資支給金の月額、学資支給金を受ける者(以下「支給対象者」という。)に係る支給額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額(第二号又は第三号に定める額に百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額)とする。

一 一〇〇円未満 次の表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

区分		月額	
大学	地方公共団体、国立大学法人又は公立大学法人が設置する大学	自宅通学のとき	二九、二〇〇円
		自宅外通学のとき	六六、七〇〇円
	私立の大学	自宅通学のとき	三八、三〇〇円
		自宅外通学のとき	七五、八〇〇円
高等専門学校	地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学校機構又は公立大学法人が設置する高等専門学校(第四学年及び第五学年に限る。)	自宅通学のとき	一七、五〇〇円
		自宅外通学のとき	三四、二〇〇円

	以下この条において同じ。)		
	私立の高等専門学校	自宅通学のとき	二六、七〇〇円
		自宅外通学のとき	四三、三〇〇円
専修学校	国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人が設置する専修学校	自宅通学のとき	二九、二〇〇円
		自宅外通学のとき	六六、七〇〇円
	私立の専修学校	自宅通学のとき	三八、三〇〇円
		自宅外通学のとき	七五、八〇〇円

備考

一 「大学」には、専攻科(支援法第二条第二項に規定する短期大学の専攻科を除く。)及び別科を含まない(以下この条において同じ。)

二 「第四学年及び第五学年」には、支援法第二条第二項に規定する高等専門学校の専攻科を含む。

二 一〇〇円以上二五、六〇〇円未満 前号に定める額に三分の二を乗じた額

三 二五、六〇〇円以上五一、三〇〇円未満 第一号に定める額に三分の一を乗じた額

2 支給対象者のうち、その者の生計を維持する者が生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けている者又は満十八歳となる日の前日において児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託されていた者若しくは同号の規定により入所措置が採られて同法第四十一条に規定する児童養護施設に入所していた者その他これらに類するものとして文部科学省令で定める者であつて、居住に要する費用につき学資支給金による支援の必要性がないと認められるものに対する学資支給金の月額については、前項の規定にかかわらず、支給対象者に係る支給額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額(第二号又は第三号に定める額に百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額)とする。

一 一〇〇円未満 次の表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

区分		月額
大学	地方公共団体、国立大学法人又は公立大学法人が設置する大学	三三、三〇〇円

	私立の大学	四二、五〇〇円
高等専門学校	地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学校機構又は公立大学法人が設置する高等専門学校	二五、八〇〇円
	私立の高等専門学校	三五、〇〇〇円
専修学校	国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人が設置する専修学校	三三、三〇〇円
	私立の専修学校	四二、五〇〇円

二 一〇〇円以上二五、六〇〇円未満 前号に定める額に三分の二を乗じた額

三 二五、六〇〇円以上五一、三〇〇円未満 第一号に定める額に三分の一を乗じた額

3 大学又は専修学校において通信による教育を受ける支給対象者に対する学資支給金の額については、前二項の規定にかかわらず、支給対象者に係る支給額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、一年につき、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 一〇〇円未満 五一、〇〇〇円

二 一〇〇円以上二五、六〇〇円未満 三四、〇〇〇円

三 二五、六〇〇円以上五一、三〇〇円未満 一七、〇〇〇円

4 前三項に規定する「支給額算定基準額」とは、支給対象者及びその生計を維持する者について第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額(その額が零を下回る場合には、零とし、その額に百円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額とする。)(当該支給対象者又はその生計を維持する者が地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十五条第一項各号に掲げる者又は同法附則第三条の三第四項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課することができない者である場合には、零とする。)を合算した額をいう。ただし、支給対象者又はその生計を維持する者が学資支給金が支給される月の属する年度(当該月が四月から九月までの月であるときは、その前年度。以下この項において同じ。)分の同法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下この項において同じ。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しないことその他の理由により本文の規定により難い場合として文部科学省令で定める場合については、文部科学省令で定めるところにより算定した額とする。

一 学資支給金が支給される月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額、同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る課税配当所

得等の金額、同法附則第三十三条の三第五項第一号に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する課税長期譲渡所得金額、同法附則第三十五条第五項に規定する課税短期譲渡所得金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額並びに同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十四号)第八条第二項(同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(同法第八条第八項第四号(同法第十二条第七項及び第十六条第四項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第四項(同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用配当等の額(同法第八条第十一項第四号(同法第十二条第八項及び第十六条第五項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和三十四年法律第四十六号)第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額(同条第十一項第四号の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額(同条第十四項第四号の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額に百分の六を乗じた額

二 学資支給金が支給される月の属する年度分の地方税法第三百十四条の六及び附則第三条の三第五項の規定により控除する額(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市により当該年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割を課される者については、当該額に四分の三を乗じた額)

5 支給対象者が職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)第七条第一項に規定する職業訓練受講給付金その他の法令に基づく大学等(大学、高等専門学校又は専修学校をいう。次条において同じ。)の学資に係る給付

等であつて学資支給金の額を調整する必要があるものとして文部科学省令で定めるものを受けた場合における当該支給対象者に対する学資支給金の額については、前各項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される学資支給金の額を限度として文部科学省令で定める額とする。

(令元政五〇・全改)

(学資支給金の支給の期間)

第八条の三 機構は、次の各号に掲げる者に該当する支給対象者に対して、当該各号に定める月数を限度として、学資支給金の支給を行うものとする。

一 過去に学資支給金の支給を受けたことがない者 当該支給対象者がその在学する大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数(支援法第二条第二項に規定する短期大学の専攻科又は高等専門学校の専攻科の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が二十四月を超える場合には、二十四月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数とし、専修学校の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が四十八月を超える場合には、四十八月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数とする。次号において同じ。)

二 過去に学資支給金の支給を受けたことがある者のうち学校教育法第百八条第九項、第百二十二条又は第百三十二条の規定により編入学した者その他の文部科学省令で定める者 当該支給対象者がその在学する大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数(当該月数と当該支給対象者が過去に学資支給金の支給を受けた期間の月数(以下この号において「過去支給期間月数」という。))とを合算した月数が七十二月を超える場合には、七十二月から当該過去支給期間月数を控除した月数)

(令元政五〇・追加)

(文部科学省令への委任)

第八条の四 前二条に定めるもののほか、学資支給金の支給に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(令元政五〇・追加)

(日本学生支援債券の形式)

第九条 日本学生支援債券は、無記名利札付きとする。

(日本学生支援債券の発行の方法)

第十条 日本学生支援債券の発行は、募集の方法による。

(日本学生支援債券申込証)

第十一条 日本学生支援債券の募集に応じようとする者は、日本学生支援債券申込証に、その引き受けようとする日本学生支援債券の数並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

2 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用がある日本学生支援債券(次条第二項において「振替日本学生支援債券」という。)の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該日本学生支援債券の振替を行うための口座(同条第二項において「振替口座」という。)を日本学生支援債券申込証に記載しなければならない。

3 日本学生支援債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 日本学生支援債券の名称
- 二 日本学生支援債券の総額
- 三 各日本学生支援債券の金額
- 四 日本学生支援債券の利率
- 五 日本学生支援債券の償還の方法及び期限
- 六 利息の支払の方法及び期限
- 七 日本学生支援債券の発行の価額
- 八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨
- 九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨
- 十 応募額が日本学生支援債券の総額を超える場合の措置
- 十一 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号
(平一九政三六九・平二〇政二一九・令二政三七五・一部改正)

(日本学生支援債券の引受け)

第十二条 前条の規定は、政府若しくは地方公共団体が日本学生支援債券を引き受ける場合又は日本学生支援債券の募集の委託を受けた会社が自ら日本学生支援債券を引き受ける場合におけるその引き受ける部分については、適用しない。

2 前項の場合において、振替日本学生支援債券を引き受ける政府若しくは地方公共団体又は振替日本学生支援債券の募集の委託を受けた会社は、その引受けの際に、振替口座を機構に示さなければならない。

(日本学生支援債券の成立の特則)

第十三条 日本学生支援債券の応募総額が日本学生支援債券の総額に達しないときでも、日

本学生支援債券を成立させる旨を日本学生支援債券申込証に記載したときは、その応募総額をもって日本学生支援債券の総額とする。

(日本学生支援債券の払込み)

第十四条 日本学生支援債券の募集が完了したときは、機構は、遅滞なく、各日本学生支援債券についてその全額の払込みをさせなければならない。

(債券の発行)

第十五条 機構は、前条の払込みがあったときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、日本学生支援債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。

2 各債券には、第十一条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(平一九政三六九・一部改正)

(日本学生支援債券原簿)

第十六条 機構は、主たる事務所に日本学生支援債券原簿を備えて置かなければならない。

2 日本学生支援債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 債券の発行の年月日

二 債券の数(社債等振替法の規定の適用がないときは、債券の数及び番号)

三 第十一条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

四 元利金の支払に関する事項

(平一九政三六九・一部改正)

(利札が欠けている場合)

第十七条 日本学生支援債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利札については、この限りでない。

2 前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、機構は、これに応じなければならない。

(日本学生支援債券の発行の認可)

第十八条 機構は、法第十九条第一項の規定により日本学生支援債券の発行の認可を受けようとするときは、日本学生支援債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 発行を必要とする理由

- 二 第十一条第三項第一号から第八号までに掲げる事項
- 三 日本学生支援債券の募集の方法
- 四 発行に要する費用の概算額
- 五 第二号に掲げるもののほか、日本学生支援債券に記載しようとする事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 作成しようとする日本学生支援債券申込証
- 二 日本学生支援債券の発行により調達する資金の使途を記載した書面
- 三 日本学生支援債券の引受けの見込みを記載した書面

(平一九政三六九・一部改正)

(政府貸付金の償還免除)

第十九条 法第二十二条第二項の規定による政府の機構に対する貸付金の償還の免除は、毎年度その前年度において機構が返還を免除した第一種学資貸与金の額に相当する額につき、償還期限の早い貸付金から順次行うものとする。

(平二九政一二五・一部改正)

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十条第一項及び第三項並びに第十三条から第二十八条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

(第二種学資貸与金の利率の特例)

第二条 第二種学資貸与金に係る第二条及び第三条第三項の規定の適用については、当分の間、第二条第一項中「年三パーセント」とあるのは「年三パーセント(法第十九条第一項の規定による財政融資資金からの借入金の利率及び同項の規定による日本学生支援債券の利率を加重平均する方法であつて文部科学省令で定めるもののうち、貸与を受ける学生又は生徒が選択した方法により算定した利率が年三パーセント未満の場合にあつては、当該利率)」と、同条第二項の表利率の欄中「3」とあるのは「附則第二条第一項の規定により読み替えられた前項に規定する利率(パーセント)に相当する数」と、同表備考中「年三パーセント」とあるのは「附則第二条第一項の規定により読み替えられた前項に規定する利率」と、同条第三項に掲げる算式中「3」とあるのは「附則第二条第一項の規定により読み替えられた第一項に規定する利率(パーセント)に相当する数」と、同項の備考中「年三パーセント」とあるのは「附則第二条第一項の規定により読み替えられた第一項に規定する利率」と、第三条第三項中「年三パーセント」とあるのは「附則第二条第一項の規定

により読み替えられた前条第一項に規定する利率」とする。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定により読み替えられた第二条第一項に規定する文部科学省令を定めようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

(平一六政八四・平一九政六〇・平二九政一二五・一部改正)

(職員の引継ぎに係る政令で定める部局又は機関)

第三条 法附則第二条の政令で定める文部科学省の部局又は機関は、次に掲げるものとする。

- 一 高等教育局学生課及び留学生課
- 二 国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十五年法律第十七号)第二条の規定による廃止前の国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)第三条第一項の表及び第三条の三第一項に掲げる国立大学の内部組織のうち文部科学大臣が定めるもの

(機構の成立の時ににおいて承継される国の権利及び義務)

第四条 法附則第八条第一項の政令で定める権利及び義務は、次に掲げる権利及び義務とする。

- 一 文部科学大臣の所管に属する物品のうち文部科学大臣が指定するものに関する権利及び義務
- 二 法第十三条第一項第二号、第八号及び第九号に規定する業務に関し国が有する権利及び義務のうち前号に掲げるもの以外のものであって、文部科学大臣が指定するもの

(国の有する権利及び義務の承継の際出資があったものとされる財産)

第五条 法附則第八条第二項の政令で定める財産は、前条第二号の規定により指定された権利に係る財産のうち文部科学大臣が指定するものとする。

(機構が承継する資産に係る評価委員の任命等)

第六条 法附則第八条第三項(法附則第十条第六項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。)の評価委員は、次に掲げる者につき文部科学大臣が任命する。

- 一 財務省の職員 一人
- 二 文部科学省の職員 一人
- 三 機構の役員(機構が成立するまでの間は、機構に係る独立行政法人通則法第十五条第一項の設立委員) 一人
- 四 学識経験のある者 二人

2 法附則第八条第三項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。

3 法附則第八条第三項の規定による評価に関する庶務は、文部科学省高等教育局学生支援課において処理する。

(平一六政一二八・平二九政一二五・一部改正)

(国有財産の無償使用)

第七条 法附則第九条の規定により国が機構に無償で使用させることができる国有財産及び当該国有財産の使用に関し必要な手続は、文部科学大臣が財務大臣に協議して定める。

(国が承継する資産の範囲等)

第八条 法附則第十条第二項の規定により国が承継する資産は、文部科学大臣が財務大臣に協議して定める。

2 前項の規定により国が承継する資産は、一般会計に帰属する。

(日本育英会の解散の登記の嘱託等)

第九条 法附則第十条第一項の規定により日本育英会(以下「育英会」という。)が解散したときは、文部科学大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2 登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

(免除するものとする債権の額等)

第十条 法附則第十一条の規定により免除するものとする債権の額は、機構が育英会から承継する負債のうち法附則第十五条の規定による廃止前の日本育英会法(昭和五十九年法律第六十四号。以下「旧育英会法」という。)第二十一条第一項第一号に規定する業務に係るものの金額から、機構が育英会から承継する資産のうち当該業務に係るものの価額を差し引いた額の範囲内で文部科学大臣が定める額とする。

2 文部科学大臣は、前項の規定により額を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 法附則第十一条の規定による債権の免除は、第一項に規定する額につき、償還期限の早い貸付金から順次行うものとする。

(業務の特例に関する経過措置)

第十一条 法附則第十四条第一項の規定により機構が行う業務については、旧育英会法施行令(附則第十三条の規定による廃止前の日本育英会法施行令(昭和五十九年政令第二百五十三号)をいう。以下同じ。)第二条第一項(高等学校及び専修学校の高等課程に係る部分に限る。)、第六条第一項及び第三項、第七条並びに第八条の規定は、附則第十三条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧育英会法施行令第二条第一項

の表中「国立及び公立の高等学校」とあるのは「地方公共団体及び国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人が設置する高等学校」と、「国立及び公立の専修学校」とあるのは「国、地方公共団体及び国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人が設置する専修学校」と、旧育英会法施行令第六条第三項及び第八条第三項中「育英会」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構」とする。

2 第五条第四項の規定は、機構が法附則第十四条第一項に規定する業務を行う場合における同項に規定する第一種学資金の返還について準用する。この場合において、第五条第四項中「学資貸与金を」とあるのは「法附則第十四条第一項に規定する第一種学資金を」と、「学資貸与金の」とあるのは「同項に規定する第一種学資金の」と、「第一項」とあるのは「附則第十一条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる附則第十三条の規定による廃止前の日本育英会法施行令(昭和五十九年政令第二百五十三号)第六条第一項」と、「機構の」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構の」と、「とし、第二項の規定は、適用しない」とあるのは「とする」と読み替えるものとする。

3 機構が法附則第十四条第一項に規定する業務を行う場合における第十九条の規定の適用については、同条中「法第二十二条第二項」とあるのは「法附則第十四条第三項の規定により読み替えられた法第二十二条第二項」と、「第一種学資貸与金」とあるのは「第一種学資貸与金(法附則第十四条第一項に規定する第一種学資金を含む。)」とする。

(平一七政八〇・平二二政二五二・平二八政三九〇・平二九政一二五・一部改正)

第十一条の二 機構は、当分の間、法附則第十四条第一項に規定する業務において回収される同項に規定する第一種学資金の額に相当する額について、平成十七年度以降に同項に規定する高等学校又は専修学校の高等課程に入学する者に学資の貸与を行う都道府県に対して、当該貸与に供する資金として支給するものとする。

(平一七政八〇・追加)

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の適用に関する経過措置)

第十二条 機構の成立前に行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号。同法第二条第二項に規定する行政文書の開示に係る部分に限る。)の規定に基づき法第十三条第一項第二号、第八号及び第九号に規定する機構の業務に係る行政文書に関して文部科学大臣(行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十七条の規定により委任を受けた職員を含む。以下この条において同じ。)がした行為及び文部科学大臣に対してされた行為は、機構の成立後は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号。同法第二条第二項に規定する法人文書の開示に係る部分に

限る。)の規定に基づき機構がした行為及び機構に対してされた行為とみなす。

(日本育英会法施行令の廃止)

第十三条 日本育英会法施行令は、廃止する。

(従前の被貸与者に関する経過措置)

第十四条 第四条第二項及び第五条第四項の規定は、法附則第十六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる貸与金の返還(旧育英会法第二十二条第一項に規定する学資金に係るものに限る。)について準用する。この場合において、第四条第二項中「学資貸与金の返還」とあるのは「法附則第十五条の規定による廃止前の日本育英会法(昭和五十九年法律第六十四号。以下「旧育英会法」という。)第二十二条第一項に規定する学資金の返還」と、「第二種学資貸与金」とあるのは「同項に規定する第二種学資金」と、「前二条」とあるのは「法附則第十六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第十三条の規定による廃止前の日本育英会法施行令(昭和五十九年政令第二百五十三号。以下「旧育英会法施行令」という。)第三条及び第四条」と、第五条第四項中「学資貸与金を」とあるのは「旧育英会法第二十二条第一項に規定する学資金を」と、「学資貸与金の」とあるのは「同項に規定する学資金の」と、「第一項」とあるのは「法附則第十六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧育英会法施行令第六条第一項」と、「機構の」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構の」と、「第二項」とあるのは「同条第二項」と読み替えるものとする。

2 第五条第四項の規定は、法附則第十六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる貸与金の返還(旧育英会法による改正前の日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)第十六条第一項第一号の規定による貸与金に係るものに限る。)について準用する。この場合において、第五条第四項中「学資貸与金を」とあるのは「法附則第十五条の規定による廃止前の日本育英会法(昭和五十九年法律第六十四号)による改正前の日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)第十六条第一項第一号の規定による貸与金を」と、「学資貸与金の」とあるのは「同号の規定による貸与金の」と、「第一項」とあるのは「法附則第十六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第十三条の規定による廃止前の日本育英会法施行令(昭和五十九年政令第二百五十三号)による改正前の日本育英会法施行令(昭和十九年勅令第二百七十一号)第十五条第一項」と、「文部科学大臣の認可を受けて機構の定める二十年以上の期間」とし、第二項の規定は、適用しない」とあるのは「文部科学大臣ノ認可ヲ受ケテ独立行政法人日本学生支援機構ノ定ムル二十年以上ノ期間」とする」と読み替えるものとする。

- 3 第十九条の規定は、法附則第十六条第二項の規定による政府の機構に対する貸付金の償還の免除について準用する。

(平二二政二五二・平二八政三九〇・平二九政一二五・一部改正)

(日本育英会債券原簿等に係る経過措置)

第十五条 育英会が旧育英会法第三十二条第一項の規定により発行した日本育英会債券に係る日本育英会債券原簿及び利札の取扱いについては、附則第十三条の規定の施行後においても、旧育英会法施行令第二十条及び第二十一条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧育英会法施行令第二十条第一項中「育英会は、主たる事務所に」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構は、独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)附則第十条第一項の規定による解散前の日本育英会が作成した日本育英会債券原簿に係る日本育英会債券の償還及びその利息の支払を完了するまでの間、主たる事務所にその」と、同条第二項第三号中「第十五条第三項第一号」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構法施行令附則第十三条の規定による廃止前の日本育英会法施行令第十五条第三項第一号」と、旧育英会法施行令第二十一条第二項中「育英会」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構」とする。

附 則 (平成一六年三月三十一日政令第八四号)

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年四月一日政令第一二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三〇日政令第八〇号)

(施行期日)

- 1 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前の貸与契約による第一種学資金の月額については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から引き続き大学、大学院(専門職大学院を除く。)の修士課程(博士課程のうち、修士課程として取り扱われる課程及び修士課程に相当すると認められるものを含む。)若しくは博士課程(修士課程として取り扱われる課程及び修士課程に相当すると認められるものを除く。)、専門職大学院の課程、高等専門学校又は専修学校の専門課程(独立行政法人日本学生支援機構法施行令第一条第一項の表備考第五号に規定する専門課程に限る。)

に在学する者(大学において通信による教育を受ける者を除く。)に係る施行日以後の貸与契約による当該在学中の第一種学資金の月額については、なお従前の例による。

附 則 (平成一七年四月一日政令第一一八号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三十一日政令第一一八号)
この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月二六日政令第六〇号)
(施行期日)

1 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の日前の貸与契約による第二種学資金の利率については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年一二月一二日政令第三六三号) 抄
この政令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年十二月二十六日)から施行する。

附 則 (平成一九年一二月一四日政令第三六九号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年一月四日から施行する。

(独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三十九条 証券市場整備法附則第三条の規定によりなお効力を有することとされる旧社債等登録法の規定が準用される日本学生支援債券に係る日本学生支援債券原簿については、第五十六条の規定による改正後の独立行政法人日本学生支援機構法施行令第十六条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成二〇年三月三十一日政令第九九号)
(施行期日)

1 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の日前の貸与契約による第二種学資金の月額及び利率については、なお従前の例による。

附 則 (平成二〇年七月四日政令第二一九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成二十一年一月五日)

附 則 (平成二十一年三月三十一日政令第七四号)

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年一二月二七日政令第二五二号)

この政令は、平成二十三年一月一日から施行する。

附 則 (平成二五年三月二九日政令第九六号)

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年五月一五日政令第二三一号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年一二月二六日政令第三九〇号)

(施行期日)

1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の日前の貸与契約による第一種学資金の返還については、なお従前の例による。

附 則 (平成二九年三月三十一日政令第一二五号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条第一項の表大学の項の改正規定(「この表において」を削る部分を除く。)、同表高等専門学校の項の改正規定、同表専修学校の項の改正規定(「三〇、〇〇〇円又は四五、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円又は四五、〇〇〇円」に、「三〇、〇〇〇円又は五一、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円、四〇、〇〇〇円又は五一、〇〇〇円」に、「三〇、〇〇〇円又は五三、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円、四〇、〇〇〇円又は五三、〇〇〇円」に、「三〇、〇〇〇円又は六〇、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円、四〇、〇〇〇円、五〇、〇〇〇円又は六〇、〇〇〇円」に改める部分に限る。)、同条第二項の改正規定(「前項の表大学の項下欄又は専修学校の項下欄」を「第一項の表大学の項下欄若しくは専修学校の項下欄又は前項」に、「独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)」を「機構」に改める部分に限る。)、同項を同条第三項

とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定及び附則第三条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行の日(次項において「施行日」という。)前の貸与契約による第一種学資貸与金の月額については、なお従前の例による。

- 2 施行日前から引き続き大学、高等専門学校又は専修学校(大学等における修学の支援に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第五十号)第一条の規定による改正前の独立行政法人日本学生支援機構法施行令第一条第一項の表備考第五号に規定する専門課程に限る。以下同じ。)に在学する者(大学又は専修学校において通信による教育を受ける者を除く。次条第二項において同じ。)に係る施行日以後の貸与契約による当該在学中の第一種学資貸与金の月額については、なお従前の例による。

(令元政五〇・一部改正)

第三条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(次項において「一部施行日」という。)前の貸与契約による第一種学資貸与金の月額については、なお従前の例による。

- 2 一部施行日前から引き続き大学、高等専門学校又は専修学校に在学する者に係る一部施行日以後の貸与契約による当該在学中の第一種学資貸与金の月額については、なお従前の例による。

附 則 (平成三〇年三月三〇日政令第九〇号)

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日政令第五〇号) 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、大学等における修学の支援に関する法律の施行の日から施行する。

(施行の日＝令和二年四月一日)

附 則 (令和二年一二月二四日政令第三七五号)

この政令は、令和三年一月一日から施行する。

○独立行政法人日本学生支援機構に関する省令

(平成十六年三月三十一日)

(文部科学省令第二十三号)

改正	平成一七年	一月三十一日	文部科学省令第 一号
	同	一七年	三月三十一日同 第一四号
	同	一九年	三月三〇日同 第五号
	同	一九年	三月三〇日同 第一一号
	同	二二年	一月二六日同 第二一号
	同	二二年	一月二八日同 第二五号
	同	二三年	一月二八日同 第四五号
	同	二四年	三月一四日同 第六号
	同	二五年	三月二九日同 第一四号
	同	二五年	一月二七日同 第三三号
	同	二六年	三月三十一日同 第一七号
	同	二七年	三月三〇日同 第一二号
	同	二七年	五月一五日同 第二五号
	同	二八年	三月二二日同 第四号
	同	二八年	四月 一日同 第二三号
	同	二八年	一〇月一九日同 第三一号
	同	二九年	三月三十一日同 第二五号
	同	二九年	一〇月三十一日同 第三九号
	同	三〇年	五月一日同 第一九号
	令和	元年	六月一三日同 第四号
	同	元年	六月二八日同 第七号
	同	二年	三月 六日同 第三号
	同	三年	二月一九日同 第七号
	同	三年	二月二六日同 第九号

独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)、独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令(平成十二年政令第三百十六号)及び独立行政法人日本学生支援機構法施行令(平成十六年政令第二号)の規定に基づき、並びにこれらの法律を実施するため、独立行政法人日本学生

支援機構に関する省令を次のように定める。

独立行政法人日本学生支援機構に関する省令

(通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産)

第一条 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)に係る独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日(各項ただし書の場合にあつては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日)における帳簿価額(現金及び預金にあつては、申請の日におけるその額)が五十万円以上のもの(その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。)並びに文部科学大臣が指定するその他の財産とする。

(平二二文科令二一・追加)

(監査報告の作成)

第一条の二 機構に係る通則法第十九条第四項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員(監事を除く。第一号並びに第五項第三号及び第四号において同じ。)は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一 機構の役員及び職員

二 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、機構の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容

二 機構の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三 機構の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四 機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

五 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

六 監査報告を作成した日

(平二七文科令一二・追加)

(監事の調査の対象となる書類)

第一条の三 機構に係る通則法第十九条第六項第二号に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人日本学生支援機構法(以下「法」という。)及びこの省令の規定に基づき文部科学大臣に提出する書類とする。

(平二七文科令一二・追加)

(業務方法書に記載すべき事項)

第一条の四 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 法第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与及び支給その他必要な援助に関する事項

二 法第十三条第一項第二号に規定する学資の支給その他必要な援助に関する事項

三 法第十三条第一項第三号に規定する施設の設置及び運営に関する事項

四 法第十三条第一項第四号に規定する試験に関する事項

五 法第十三条第一項第五号に規定する日本語教育に関する事項

六 法第十三条第一項第六号に規定する助成金の支給に関する事項

七 法第十三条第一項第七号に規定する催しの実施、情報及び資料の収集、整理及び提供その他留学生交流の推進を図るための事業に関する事項

八 法第十三条第一項第八号に規定する研修並びに情報及び資料の収集、整理及び提供に関する事項

九 法第十三条第一項第九号に規定する調査及び研究に関する事項

十 法第十三条第一項第十号に規定する附帯業務に関する事項

十一 法第十三条第二項に規定する施設の供用に関する事項

十二 業務委託の基準

十三 競争入札その他契約に関する基本的事項

十四 その他機構の業務の執行に関して必要な事項

2 第二十条第三項、第二十一条第一項第二号、第四号及び第六号並びに第二項、第二十二

条第一項第五号及び第七号並びに第二項、第二十三条第一項第四号及び第六号並びに第二項、第二十三条の三、第二十三条の四第一項、第六項並びに第九項、第二十三条の五、第二十三条の七第三項、第二十三条の八第三項、第二十三条の九、第二十四条、第二十五条、第二十六条の二、第二十九条第二項、第三十一条第二項、第三十二条の二第一項並びに第三項、第三十二条の四第二項並びに第三十六条の規定に基づき機構が定める事項は、前項第一号に掲げる事項に該当するものとする。

(平二二文科令二一・旧第一条繰下・一部改正、平二六文科令一七・一部改正、平二七文科令一二・旧第一条の二繰下・一部改正、平二八文科令三一・平二九文科令二五・令二文科令三・一部改正)

(中期計画の作成・変更に係る事項)

第二条 機構は、通則法第三十条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始三十日前までに(機構の最初の事業年度の属する中期計画については、機構の成立後遅滞なく)、文部科学大臣に提出しなければならない。

2 機構は、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(中期計画記載事項)

第三条 機構に係る通則法第三十条第二項第八号に規定する主務省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

- 一 施設及び設備に関する計画
- 二 人事に関する計画
- 三 中期目標の期間を超える債務負担
- 四 積立金の使途

(平二七文科令一二・一部改正)

(年度計画の作成・変更に係る事項)

第四条 機構に係る通則法第三十一条第一項の年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 機構は、通則法第三十一条第一項後段の規定により年度計画の変更をしたときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(業務実績等報告書)

第五条 機構に係る通則法第三十二条第二項に規定する報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。その際、機構は、当該報告書が同条第一項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、機構の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。

<p>事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書</p>	<p>一 当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績が通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 中期計画及び年度計画の実施状況</p> <p>ロ 当該事業年度における業務運営の状況</p> <p>ハ 当該業務の実績に係る指標がある場合には、当該指標及び当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値</p> <p>ニ 当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該業務の実績に係る財務情報及び人員に関する情報</p> <p>二 当該業務の実績が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由</p> <p>ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>
<p>中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目</p>	<p>一 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績が通則法第二十九条第二</p>

<p>標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書</p>	<p>項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 中期目標及び中期計画の実施状況</p> <p>ロ 当該期間における業務運営の状況</p> <p>ハ 当該業務の実績に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値</p> <p>ニ 当該期間における毎年度の当該業務の実績に係る財務情報及び人員に関する情報</p> <p>二 当該業務の実績が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由</p> <p>ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>
<p>中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書</p>	<p>一 中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績が通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 中期目標及び中期計画の実施状況</p> <p>ロ 当該期間における業務運営の状況</p> <p>ハ 当該業務の実績に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値</p> <p>ニ 当該期間における毎年度の当該業務の実績に係る財務情報</p>

	<p>及び人員に関する情報</p> <p>二 当該業務の実績が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由</p> <p>ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>
--	---

2 機構は、前項に規定する報告書を文部科学大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(平二七文科令一二・全改、令元文科令四・一部改正)

第六条及び第七条 削除

(平二七文科令一二)

(会計の原則)

第八条 機構の会計については、この省令の定めるところにより、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2 金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

3 平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準(第十条並びに第十一条の二第三項第二号イ及びロにおいて「独立行政法人会計基準」という。)は、この省令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

(平二七文科令一二・一部改正)

(会計処理)

第九条 文部科学大臣は、機構が業務のため取得しようとしている償却資産についてその減

価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

- 2 前項の指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

(対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等)

第九条の二 文部科学大臣は、機構が業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額(以下この条において「除去費用等」という。)についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

(平二二文科令二一・追加)

(譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引)

第九条の三 文部科学大臣は、機構が通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

(平二二文科令二一・追加)

(財務諸表)

第十条 機構に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。

(令元文科令四・一部改正)

(事業報告書の作成)

第十条の二 機構に係る通則法第三十八条第二項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

- 2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 機構の目的及び業務内容
- 二 国の政策における機構の位置付け及び役割
- 三 中期目標の概要
- 四 理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略
- 五 中期計画及び年度計画の概要
- 六 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

- 七 業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策
- 八 業績の適正な評価に資する情報
- 九 業務の成果及び当該業務に要した資源
- 十 予算及び決算の概要
- 十一 財務諸表の要約
- 十二 財政状態及び運営状況の理事長による説明
- 十三 内部統制の運用状況
- 十四 機構に関する基礎的な情報

(平二七文科令一二・追加、令元文科令四・一部改正)

(財務諸表の閲覧期間)

第十一条 機構に係る通則法第三十八条第三項に規定する主務省令で定める期間は、五年とする。

(平二七文科令一二・一部改正)

(会計監査報告の作成)

第十一条の二 通則法第三十九条第一項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一 機構の役員(監事を除く。)及び職員

二 前号に掲げる者のほか、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一 会計監査人の監査の方法及びその内容

二 財務諸表(利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。)が機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ハ 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

四 追記情報

五 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書に関して必要な報告

六 会計監査報告を作成した日

4 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一 正当な理由による会計方針の変更

二 重要な偶発事象

三 重要な後発事象

(平二七文科令一二・追加)

(短期借入金の認可の申請)

第十二条 機構は、通則法第四十五条第一項ただし書の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 借入れを必要とする理由

二 借入金の額

三 借入先

四 借入金の利率

五 借入金の償還の方法及び期限

六 利息の支払の方法及び期限

七 その他必要な事項

(長期借入金の認可の申請)

第十三条 機構は、法第十九条第一項の規定により長期借入金の借入れの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 借入れを必要とする理由

二 借入金の額

三 借入先

四 借入金の利率

五 借入金の償還の方法及び期限

六 利息の支払の方法及び期限

七 その他必要な事項

(償還計画の認可の申請)

第十四条 機構は、法第二十一条第一項の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、通則法第三十一条第一項前段の規定により年度計画を届け出た後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。

一 長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先

二 日本学生支援債券の総額及び当該事業年度における発行見込額並びに発行の方法

三 長期借入金及び日本学生支援債券の償還の方法及び期限

四 その他必要な事項

(通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産)

第十五条 機構に係る通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産は、土地及び建物並びに文部科学大臣が指定するその他の財産とする。

(平二二文科令二一・平二七文科令一二・一部改正)

(通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請)

第十六条 機構は、通則法第四十八条の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること(以下この条において「処分等」という。)について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 処分等に係る財産の内容及び評価額

二 処分等の条件

三 処分等の方法

四 機構の業務運営上支障がない旨及びその理由

(平二二文科令二一・平二七文科令一二・一部改正)

(通則法第五十条の六第一号に規定する主務省令で定める内部組織)

第十六条の二 機構に係る通則法第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた当該中期目標管理法の内部組織として主務省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織として文部科学大臣が定めるもの(次項において「現内部組織」という。)であって再就職者(離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。)が離職前五年間に在職していたものとする。

2 直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織(独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)の施行の日以後のものに限る。)として文部科学大臣が定めるものであって再就職者が離職前五年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織(当該内部組織が現内部組織である場合にあっては他の現内部組織)が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

(平二七文科令一二・追加)

(通則法第五十条の六第二号に規定する主務省令で定める管理又は監督の地位)

第十六条の三 機構に係る通則法第五十条の六第二号に規定する管理又は監督の地位として主務省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百八十九号)第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして文部科学大臣が定めるものとする。

(平二七文科令一二・追加)

(経理方法)

第十七条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

一 法第十四条第一項の第一種学資貸与金(以下単に「第一種学資貸与金」という。)の貸与に係る業務(法第二十二条第一項の規定により政府が貸し付けた資金をこれに必要な費用に充てるものに限る。)

二 第一種学資貸与金の貸与に係る業務(前号に掲げるものを除く。)

三 法第十四条第一項の第二種学資貸与金(以下単に「第二種学資貸与金」という。)の貸与に係る業務

四 法第十七条の二第一項の学資支給金(以下単に「学資支給金」という。)の支給に係る

業務(法第二十三条の二の規定による政府の補助をこれに必要な費用に充てるものに限る。)

五 前四号に掲げる業務以外の業務

(平二九文科令二五・令二文科令三・一部改正)

(恩賜基金)

第十八条 機構は、恩賜基金を設け、恩賜金をもってこれに充てるものとする。

2 前項の恩賜基金については、他の財産と区分して管理し、文部科学大臣の承認を受けなければ、処分することができない。

(積立金の処分に係る申請書の添付書類)

第十九条 機構に係る独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第二十一条第二項に規定する文部科学省令で定める書類は、同条第一項に規定する中期目標の期間の最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表及び当該事業年度の損益計算書とする。

(平二七文科令一二・一部改正)

(認定のための選考)

第二十条 法第十四条の規定により機構が学資の貸与を行う場合の認定及び法第十七条の二の規定により機構が学資の支給を行う場合の認定(以下「給付奨学生認定」という。)は、学資の貸与又は支給を受けようとする者の申請に基づき、機構が次条第一項、第二十二條第一項、第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項に規定する選考により行うものとする。

2 前項の認定は、学資の貸与又は支給を受けようとする者が日本国籍を有する者又は次の各号のいずれかに該当する者でなければ、行ってはならない。

一 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者として本邦に在留する者

二 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第二の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者

三 出入国管理及び難民認定法別表第二の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者であつて、同表の永住者又は永住者の配偶者等に準ずるとその在学する学校又は機構の長が認めたもの

3 第二十三条の三に定めるもののほか、第一項の申請に関し必要な事項は、機構が定める。

(平二九文科令二五・令元文科令七・令二文科令三・一部改正)

(選考の基準及び方法)

第二十一条 第一種学資貸与金の貸与を受けようとする者に係る選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。

一 高等専門学校(これに相当する外国の学校を除く。以下同じ。)に入学したとき第一種学資貸与金の貸与を受けようとする中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。)の生徒で、当該中学校の校長の推薦を受けたもの

二 大学(これに相当する外国の学校(以下「外国の大学」という。)を除く。次項第一号、次条第二項及び第二十三条第二項第一号を除き、以下同じ。)又は専修学校(これに相当する外国の学校を除く。以下同じ。)の専門課程に入学したとき第一種学資貸与金の貸与を受けようとする者で、高等学校等在学者(高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)の生徒、高等専門学校(第四学年、第五学年及び専攻科を除く。)の学生又は専修学校の高等課程の生徒をいう。以下同じ。)若しくは高等学校等卒業生(高等学校(学校教育法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十号)第一条の規定による改正前の学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校(以下「旧盲学校等」という。)の高等部を含む。)を卒業した者、高等専門学校の第三学年の課程を修了した者又は専修学校の高等課程を卒業した者をいう。以下同じ。)のうち当該学校の校長(旧盲学校等にあつては、学校教育法等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定により当該旧盲学校等がなるものとされた特別支援学校の校長。以下同じ。)の推薦を受けたもの又は高等学校卒業程度認定試験規則(平成十七年文部科学省令第一号。以下「試験規則」という。)第八条第一項に規定する認定試験合格者(試験規則附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和二十六年文部省令第十三号。以下「旧規程」という。)第八条第一項に規定する資格検定合格者を含む。以下単に「認定試験合格者」という。)若しくは新たに認定試験合格者となることが見込まれる者として機構の定める基準に該当するもの(以下「認定試験合格者等」という。)

三 大学院(これに相当する外国の学校(以下「外国の大学院」という。)を除く。次項、次条第二項、第二十三条第二項、第三十五条第四項及び第三十七条を除き、以下同じ。)に入学したとき第一種学資貸与金の貸与を受けようとする者で、入学しようとする大学院を置く大学の学長の推薦を受けたもの

四 外国の大学院に入学したとき第一種学資貸与金の貸与を受けようとする者で、次のイ

から二までに掲げるもののうち当該学校の学長(大学院については、当該大学院を置く大学の学長。第三十五条第一項を除き、以下同じ。)若しくは校長の推薦を受けたもの又は外国の大学若しくは外国の大学院の学生若しくは外国の大学を卒業し若しくは外国の大学院の課程を修了した者のうち機構の定める基準に該当するもの

イ 高等専門学校(高等専門学校の)の学生又は高等専門学校を卒業した者

ロ 大学の学生又は大学を卒業した者(専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

ハ 大学院の学生又は大学院の課程を修了した者

ニ 専修学校の専門課程の生徒又は専修学校の専門課程を修了した者

五 高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の専門課程に在学する者で、当該学校の学長又は校長の推薦を受けたもの

六 外国の大学院の学生で、機構の定める基準に該当するもの

2 前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一 中学校、高等学校(旧盲学校等の高等部を含む。)、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学習成績(認定試験合格者等については、当該合格に係る成績)その他機構の定める資料に基づき、学力及び資質を総合的に判定する方法により、特に優れていると認められること。

二 高等専門学校、大学又は専修学校の専門課程において第一種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者の生計を維持する者の収入に関する資料に基づき、その収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、著しく修学に困難があると認められること。

三 大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者(配偶者があるときは、その者及びその配偶者をいう。以下この号、次条第二項第三号及び第二十三条第二項第三号において同じ。)の収入に関する資料に基づき、その者の収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、著しく修学に困難があると認められること。

(平一七文科令一・平一九文科令五・平二三文科令四五・平二六文科令一七・平二七文科令二五・平二八文科令四・平二八文科令三一・平二九文科令二五・平二九文科令三九・令元文科令七・一部改正)

第二十二条 第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者に係る選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。

一 高等専門学校の第四学年に進級したとき第二種学資貸与金の貸与を受けようとする

- 高等専門学校(旧盲学校等の高等部を含む。)、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の専門課程に入学したとき第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者で、高等学校等在学者若しくは高等学校等卒業者のうち当該学校の校長の推薦を受けたもの又は認定試験合格者等
- 二 前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。
- 一 高等学校(旧盲学校等の高等部を含む。)、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の専門課程に入学したとき第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者で、次のイからハまでに掲げるもののうち当該学校の校長若しくは学長の推薦を受けたもの又は認定試験合格者等
イ 高等学校等在学者又は高等学校等卒業者
ロ 大学の学生又は大学を卒業した者(専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
ハ 専修学校の専門課程の生徒又は専修学校の専門課程を修了した者
 - 二 高等専門学校、大学又は専修学校の専門課程において第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者について、その者の生計を維持する者の収入に関する資料に基づき、その収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、修学に困難があると認められること。
- 三 外国の大学に入学したとき第二種学資貸与金(その月額を独立行政法人日本学生支援機構法施行令(以下「令」という。)第二条第一項及び第三項に規定する額とするものに限る。第五号において同じ。)の貸与を受けようとする者で、次のイからハまでに掲げるもののうち当該学校の校長若しくは学長の推薦を受けたもの又は認定試験合格者等
- 四 外国の大学院に入学したとき第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者で、前条第一項第四号イからニまでに掲げるもののうち当該学校の学長若しくは校長の推薦を受けたもの又は外国の大学の学生のうち第二種学資貸与金の貸与を受けているもの若しくは外国の大学の学生若しくは外国の大学を卒業した者のうち機構の定める基準に該当するもの
- 五 外国の大学院に入学したとき第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者で、前条第一項第四号イからニまでに掲げるもののうち当該学校の学長若しくは校長の推薦を受けたもの又は外国の大学の学生のうち第二種学資貸与金の貸与を受けているもの若しくは外国の大学の学生若しくは外国の大学を卒業した者のうち機構の定める基準に該当するもの
- 六 高等専門学校(第四学年、第五学年及び専攻科に限る。次項第二号並びに次条第一項第四号及び第二項第二号において同じ。)、大学、大学院又は専修学校の専門課程に在学する者で、当該学校の学長又は校長の推薦を受けたもの
- 七 外国の大学又は外国の大学院の学生で、機構の定める基準に該当するもの

三 大学院において第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者の収入に関し機構の定める資料に基づき、その者の収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、修学に困難があると認められること。

(平一七文科令一・平一七文科令一四・平一九文科令五・平二三文科令四五・平二五文科令三三・平二六文科令一七・平二八文科令三一・平二九文科令二五・平二九文科令三九・令元文科令七・一部改正)

第二十三条 第一種学資貸与金に併せて第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者に係る選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。

- 一 高等専門学校の第四学年に進級したとき第一種学資貸与金に併せて第二種学資貸与金の貸与を受けようとする高等専門学校の学生で、当該高等専門学校の校長の推薦を受けたもの
- 二 大学又は専修学校の専門課程に入学したとき第一種学資貸与金に併せて第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者で、高等学校等在学者若しくは高等学校等卒業者のうち当該学校の校長の推薦を受けたもの又は認定試験合格者等
- 三 大学院に入学したとき第一種学資貸与金に併せて第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者で、入学しようとする大学院を置く大学の学長の推薦を受けたもの
- 四 外国の大学院に入学したとき第一種学資貸与金に併せて第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者で、第二十一条第一項第四号イからニまでに掲げるもののうち当該学校の学長若しくは校長の推薦を受けたもの又は外国の大学の学生若しくは外国の大学を卒業した者のうち機構の定める基準に該当するもの
- 五 高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の専門課程に在学する者で、当該学校の学長又は校長の推薦を受けたもの
- 六 外国の大学院の学生で、機構の定める基準に該当するもの

2 前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

- 一 高等学校(旧盲学校等の高等部を含む。)、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学習成績(認定試験合格者等については、当該合格に係る成績)その他機構の定める資料に基づき、学力及び資質を総合的に判定する方法により、特に優れていると認められること。
- 二 高等専門学校、大学又は専修学校の専門課程において第一種学資貸与金に併せて第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者の生計を維持する者の収入に関する資料に基づき、その収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうか

かを判定する方法により、第一種学資貸与金の貸与を受けることによっても、なおその修学を維持することが困難であると認められること。

- 三 大学院において第一種学資貸与金に併せて第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者の収入に関する資料に基づき、その者の収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、第一種学資貸与金の貸与を受けることによっても、なおその修学を維持することが困難であると認められること。

(平一七文科令一・平一九文科令五・平二三文科令四五・平二六文科令一七・平二八文科令三一・平二九文科令二五・令元文科令七・一部改正)

第二十三条の二 学資支給金の支給を受けようとする者に係る選考(以下単に「選考」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者(以下「選考対象者」という。)について行うものとする。

- 一 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第八号。次号において「支援法」という。)第七条第一項の確認(以下単に「確認」という。)を受けた大学(学校教育法第百三条に規定する大学を除き、短期大学の認定専攻科(第三十八条に規定する要件を満たす専攻科をいう。同条を除き、以下「認定専攻科」という。)を含む。)、高等専門学校(第四学年、第五学年及び認定専攻科に限る。)及び専門学校(専門課程を置く専修学校をいい、専門課程に限る。以下同じ。)(以下「大学等」という。)に入学(高等専門学校の第四学年への進級を含む。以下同じ。)したとき学資支給金の支給を受けようとする高等学校等在学者又は高等学校等卒業生(高等学校又は高等専門学校(第一学年から第三学年までに限る。)若しくは専修学校の高等課程(以下「高等学校等」という。))を初めて卒業又は修了した日の属する年度の末日から第二十三条の四第一項の規定による申請(次号において「認定申請」という。)の日までの期間が二年を経過していない者に限る。)であって、入学しようとする大学等における学修意欲を有する者として当該高等学校等の校長の推薦を受けたもの
- 二 支援法第二条第三項に規定する確認大学等(以下単に「確認大学等」という。)に入学したとき学資支給金の支給を受けようとする認定試験合格者等(試験規則第三条の規定により高等学校卒業程度認定試験を受けることができる者となった年度(次号二において「認定試験受験資格取得年度」という。)の初日から認定試験合格者等となった日までの期間が五年を経過していない者(五年を経過した後も引き続き入学しようとする大学等における学修意欲を有する者として機構が認める者(以下「機構確認者」という。))を含む。)であって、認定試験合格者等となった日の属する年度の末日から認定申請の

日までの期間が二年を経過していない者に限る。)

三 確認大学等に在学する学生又は生徒(以下「学生等」という。)のうち次のいずれにも該当しない者であって、当該確認大学等の学長又は校長の推薦を受けたもの

イ 過去に給付奨学生認定を受けたことがある者(ロ(1)又は(2)に掲げる者であって過去に第二十三条の十第一項に規定する給付奨学生認定の取消しを受けたことがないものを除く。)

ロ 高等学校等を初めて卒業又は修了した日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日(次の(1)又は(2)に掲げる者にあつては、それぞれ(1)又は(2)に定める日とする。以下この号において同じ。)までの期間が二年を経過した者

(1) 第四十二条第一号の編入学、同条第二号の入学又は同条第三号の転学(以下この条において「編入学等」という。)をした者であつて、編入学等の前に在学していた確認大学等に在学しなくなった日から当該編入学等をした日までの期間が一年を経過していないもの 編入学等の前に在学していた確認大学等に入学した日

(2) 確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科に入学した者であつて、当該入学前に在学していた確認大学等に在学しなくなった日から当該確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科に入学した日までの期間が一年を経過していないもの 確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科への入学前に在学していた確認大学等に入学した日

ハ 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第一百五十一条第一号、第二号又は第四号に該当する者となつた日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年を経過した者

ニ 認定試験受験資格取得年度の初日から認定試験合格者となつた日の属する年度の末日までの期間が五年を経過した者(機構確認者を除く。)

ホ 認定試験合格者となつた日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年を経過した者

ヘ 学校教育法施行規則第一百五十一条第六号又は同令第八十三条第二号に該当する者であつて、高等学校に在学しなくなった日の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年を経過したもの

ト 学校教育法施行規則第一百五十一条第七号又は同令第八十三条第三号に該当する者であつて、その在学する確認大学等に入学した日が二十歳に達した日の属する年度の

翌年度の末日より後の日であるもの

チ 確認大学等における学業成績が別表の上欄に定める廃止の区分に該当する者

2 選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一 前項第一号及び第二号に掲げる選考対象者にあつては、次のいずれかの基準(認定試験合格者等のうち機構確認者については、ロの基準)に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れていると認められること。

イ 高等学校等における各教科に属する科目の学習の状況がおおむね十分満足できるものと総括的に評価されること又は認定試験合格者等であること。

ロ 将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、入学しようとする大学等における学修意欲を有することが文書、面談等により確認できること。

二 前項第三号に掲げる選考対象者(同号ロ(1)及び(2)に掲げる者を除く。)のうち選考時において確認大学等への入学後一年を経過していない者にあつては、次のいずれかの基準(認定試験合格者等のうち機構確認者にあつては、ロの基準)に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れていると認められること。

イ 高等学校等における各教科に属する科目の学習の状況がおおむね十分満足できるものと総括的に評価されること、当該確認大学等の入学者を選抜するための試験の成績が当該試験を経て入学した者の上位二分の一の範囲に属すること又は認定試験合格者であること。

ロ 将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、当該確認大学等における学修意欲を有することが文書、面談等により確認できること。

三 前項第三号に掲げる選考対象者のうち前号に該当しない者にあつては、次のいずれかの基準に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れていると認められること。

イ GPA等(大学等における修学の支援に関する法律施行規則(令和元年文部科学省令第六号)第二条第一項第三号ハに規定するGPA等をいう。以下同じ。)がその在学する確認大学等(前項第三号ロ(1)又は(2)に掲げる者にあつては、編入学等の前に在学していた確認大学等及び確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科への入学前に在学していた確認大学等を含む。ロにおいて同じ。)の学部等(別表備考第二号に規定する学部等をいう。)における上位二分の一の範囲に属すること。

ロ 次の(1)及び(2)(災害、傷病その他のやむを得ない事由によりその在学する確認大学等において修得した単位数(単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位数。以下この号において同じ。))が標準単位数(別表備考第一号に規定する標準単

位数をいう。以下この号において同じ。)に満たない者にあつては、(2)に限る。)に該当すること。

(1) その在学する確認大学等において修得した単位数が標準単位数以上であること。

(2) 将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、当該確認大学等における学修意欲を有していることが文書、面談等により確認できること。

四 選考対象者及びその生計を維持する者(以下「生計維持者」という。)の収入及び資産の状況について、次に掲げるものがそれぞれ次に定める額に該当するかどうかを判定する方法により、極めて修学に困難があると認められること。

イ 支給額算定基準額(令第八条の二第四項に規定する支給額算定基準額をいう。以下同じ。) 五万一千三百円未満

ロ 選考対象者及びその生計維持者が有する資産(現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券をいう。以下同じ。)の合計額 二千万円未満(生計維持者が一人の場合にあつては、一千二百五十万円未満)

3 前項第三号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者であつて過去に給付奨学生認定を受けたことがあるものに係る選考は、それぞれ当該各号に定める確認大学等における学業成績が別表に定める基準に該当するかどうかを判定する方法により行うものとする。この場合において、当該判定の結果、当該学業成績が同表の上欄に定める廃止の区分に該当しないときは、特に優れていると認められることとする。

一 第一項第三号ロ(1)に掲げる者 編入学等の前に在学していた確認大学等

二 第一項第三号ロ(2)に掲げる者 確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科への入学前に在学していた確認大学等

4 生計維持者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 選考対象者に父母がいる場合 当該父母

二 選考対象者に父母がいない場合又は選考対象者が次に掲げる者である場合 当該選考対象者(当該選考対象者が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者)

イ 令第八条の二第二項に規定する里親に委託されていた者

ロ 令第八条の二第二項に規定する児童養護施設に入所していた者

ハ 第三十九条各号のいずれかに該当する者

(平二九文科令二五・追加、平三〇文科令一九・令元文科令七・令二文科令三・一

部改正)

第二十三条の三 第二十一条第一項、第二十二条第一項及び第二十三条第一項に規定する推薦の基準は、機構が定める。

(平二九文科令二五・一部改正、令元文科令七・旧第二十四条繰上・一部改正)

(認定の申請等)

第二十三条の四 学資支給金の支給を受けようとする学生等は、機構の定めるところにより、機構に申請するものとする。

- 2 機構は、前項の規定による申請があったときは、当該申請をした学生等に係る選考を行うものとする。
- 3 機構は、選考の結果、第二十三条の二第一項第一号及び第二号の選考対象者が確認大学等に入学した場合に給付奨学生認定を行うべき者(以下この条において「給付奨学生候補者」という。)であると認めるときは、当該選考対象者に対し、その旨及び支給額算定基準額の区分(令第八条の二第一項から第三項までの各号に掲げる区分をいう。以下同じ。)を通知するものとする。
- 4 機構は、選考の結果、第二十三条の二第一項第三号の選考対象者が給付奨学生認定を行うべき者であると認めるときは、給付奨学生認定を行うとともに、当該給付奨学生認定を受けた学生等(以下「給付奨学生」という。)に対し、その在学する確認大学等を経由して、その旨並びに支給額算定基準額の区分及び学資支給金の額を通知するものとする。
- 5 機構は、選考の結果、選考対象者が給付奨学生候補者又は給付奨学生認定を行うべき者でないとき、当該選考対象者に対し、その旨を通知するものとする。
- 6 給付奨学生候補者は、確認大学等に入学したときは、機構の定めるところにより、機構に届け出るものとする。
- 7 機構は、前項の規定による届出があった場合であって給付奨学生候補者が確認大学等に入学したと認めるときは、当該給付奨学生候補者に対し、給付奨学生認定を行うとともに、その在学する確認大学等を経由して、その旨並びに支給額算定基準額の区分及び学資支給金の額を通知するものとする。
- 8 前項の規定にかかわらず、機構は、給付奨学生候補者が学生等たるにふさわしくない行為があったと認めるときは、給付奨学生認定を行わないことができる。
- 9 給付奨学生は、在学中に継続して学資支給金の支給を受けようとするときは、機構の定めるところにより、その旨を機構に届け出るものとする。

(令元文科令七・追加、令二文科令三・一部改正)

(学資支給金の支給の始期及び終期)

第二十三条の五 学資支給金の支給は、次の各号に掲げる給付奨学生の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月分から学資支給金の支給を行うべき事由が消滅した日の属する月分まで行うものとする。

- 一 確認大学等への入学(第四十二条第一号の編入学、同条第二号の入学、同条第三号の転学及び同条第五号の入学を含む。以下この条及び次条において同じ。)年度の前年度又は入学後三月以内の機構の定める日までに前条第一項に規定する申請(以下この条において単に「申請」という。)を行った者 当該確認大学等に入学した日の属する月
- 二 確認大学等に入学後三月を経過した後の七月から十二月までの機構の定める日までに申請を行った者 当該申請を行った日の属する年の十月
- 三 確認大学等に入学後三月を経過した後の一月から六月までの機構の定める日までに申請を行った者 当該申請を行った日の属する年の四月

(令二文科令三・追加、令三文科令七・一部改正)

(緊急に学資支給金の支給を受けることが必要な給付奨学生に対する学資支給金の支給の始期の特例)

第二十三条の五の二 第四十条第一項第二号に該当する給付奨学生に対する学資支給金の支給は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる給付奨学生の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月分から学資支給金の支給を行うべき事由が消滅した日の属する月分まで行うものとする。

- 一 第四十条第一項第二号に規定する事由が生じた日(以下「事由発生日」という。)が入学前であり、入学後三月以内の日までに申請を行った者 当該確認大学等に入学した日の属する月
- 二 事由発生日が入学前であり、入学後三月を経過して申請を行った者 当該申請を行った日の属する月
- 三 事由発生日が入学後である者 当該申請を行った日の属する月

(令三文科令七・追加)

(給付奨学生の学業成績の判定)

第二十三条の六 確認大学等は、学年(短期大学(修業年限が二年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。))及び専門学校(修業年限が二年以下のものに限る。)(第二十三条の十一第二号において「短期大学等」という。)にあつては、学年の半期)ごとに、給付奨学生の学業成績が別表に定める基準に該当するかどうかの判定(以下

「適格認定における学業成績の判定」という。)を行うものとする。

- 2 確認大学等は、適格認定における学業成績の判定の結果を機構に通知するものとする。

(令元文科令七・追加、令二文科令三・旧第二十三条の五繰下・一部改正)

(給付奨学生等の収入額及び資産額等の判定等)

第二十三条の七 機構は、毎年、給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第二十三条の二第二項第四号イ及びロに定める額に該当するかどうかの判定並びに当該支給額算定基準額に応じた学資支給金の額の判定(以下「適格認定における収入額・資産額等の判定」という。)を行うものとする。

- 2 第四十条第一項第二号に掲げる場合に行う給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額が第二十三条の二第二項第四号イに定める額に該当するかどうかの判定及び当該支給額算定基準額に応じた学資支給金の額の判定は、事由発生日の属する年の翌々年に前項の規定により適格認定における収入額・資産額等の判定が行われるまでの間は、前項の規定にかかわらず、三月ごと(事由発生日から起算して十五月を経過した後であっては、一年ごと)に行うものとする。

- 3 機構は、給付奨学生に対し、機構が定めるところにより、適格認定における収入額・資産額等の判定のために必要な書類の提出を求めることができる。

- 4 機構は、給付奨学生に対し、適格認定における収入額・資産額等の判定の結果を通知するものとする。

(令元文科令七・追加、令二文科令三・旧第二十三条の六繰下・一部改正、令三文科令七・一部改正)

(学資支給金の額の変更)

第二十三条の八 機構は、適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、給付奨学生の学資支給金の額を変更すべきときは、毎年十月に当該学資支給金の額の変更を行うものとする。

- 2 機構は、前条第二項の規定による判定の結果、給付奨学生の学資支給金の額を変更すべきときは、前項の規定にかかわらず、当該判定を行った日の属する月に、当該学資支給金の額の変更を行うものとする。

- 3 機構は、前二項に定めるもののほか、給付奨学生の学資支給金の額を変更すべき事由が生じたときは、当該事由が生じた日の前日の属する月の翌月に、当該学資支給金の額の変更を行うものとする。ただし、通学形態の区分の変更その他本文の規定により難しい場合として機構が定める事由が生じた結果、学資支給金の額を変更すべきときは、機構の定める

月に当該学資支給金の額の変更を行うものとする。

(令元文科令七・追加、令二文科令三・旧第二十三条の七線下・一部改正)

(生計維持者の変更等の届出)

第二十三条の九 給付奨学生は、機構の定めるところにより、その生計維持者の変更又は国籍若しくは在留資格の変更若しくは在留期間の更新の有無その他学資支給金の支給に必要なものとして機構が定める事項を機構に届け出るものとする。

(令二文科令三・追加、令三文科令七・一部改正)

(認定の取消し等)

第二十三条の十 機構は、給付奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、給付奨学生認定を取り消すものとする。

- 一 偽りその他不正の手段により学資支給金の支給を受けたとき。
 - 二 適格認定における学業成績の判定の結果、当該学業成績が別表の上欄に定める廃止の区分に該当するとき。
 - 三 確認大学等から学校教育法施行規則第二十六条第二項に規定する退学又は停学(期間の定めのないもの又は三月以上の期間のものに限る。)の処分を受けたとき。
- 2 機構は、前項の規定により給付奨学生認定を取り消したときは、その者及びその在学する確認大学等の設置者に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 機構は、適格認定における学業成績の判定の結果、当該学業成績が別表の上欄に定める警告の区分に該当するときは、当該給付奨学生に対し、学業成績が不振である旨の警告を行うものとする。

(令元文科令七・追加、令二文科令三・旧第二十三条の八線下)

第二十三条の十一 給付奨学生が次の各号のいずれかに該当するものとして機構が給付奨学生認定を取り消したときは、当該給付奨学生認定の効力が当該各号に定める日に遡って失われるものとする。

- 一 前条第一項第一号又は第三号に該当するとき 当該各号に該当するに至った日の属する学年の初日
- 二 前条第一項第二号に該当するもののうち学業成績が著しく不良であると認められるものであって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他のやむを得ない事由があると認められないとき 当該学業成績に係る学年の初日(短期大学等にあつては、当該学業成績に係る学年の半期の初日)

(令元文科令七・追加、令二文科令三・旧第二十三条の九線下)

(認定の効力の停止等)

第二十三条の十二 給付奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、給付奨学生認定の効力が停止されるものとする。

- 一 日本国籍を有しなくなり、第二十条第二項各号のいずれにも該当しないとき(出入国管理及び難民認定法第二十二条の二第一項の規定により本邦に在留することができる期間内に第二十条第二項各号に該当することとなった者を除く。)
- 二 日本国籍を有せず、第二十条第二項各号のいずれにも該当しなくなったとき。
- 三 確認大学等から休学を認められたとき。
- 四 確認大学等から学校教育法施行規則第二十六条第二項に規定する停学(三月未満の期間のものに限る。次項第三号において同じ。)又は訓告の処分を受けたとき。
- 五 適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額又は資産の合計額がそれぞれ第二十三条の二第二項第四号イ又はロに定める額に該当しなくなったとき。
- 六 機構が定める日までに第二十三条の四第九項又は第二十三条の九の規定による届出を機構に対し行わないとき。
- 七 機構が定める日までに第二十三条の七第三項の規定により提出を求められた書類を提出しないとき。
- 八 前七号に掲げる場合のほか、給付奨学生認定の効力の停止について、給付奨学生から申出があったとき。

2 前項の規定により給付奨学生認定の効力が停止された給付奨学生であって次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、当該給付奨学生認定の効力の停止が解除されるものとする。

- 一 前項第一号又は同項第二号に該当する者 日本国籍を有することとなったとき又は第二十条第二項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- 二 前項第三号に該当する者 確認大学等から復学を認められたとき。
- 三 前項第四号に該当する者のうち停学の処分を受けたもの 当該停学の処分を受けた日から当該停学の期間(当該停学の期間が一月未満の場合にあっては、一月)を経過したとき。
- 四 前項第四号に該当する者のうち訓告の処分を受けたもの 当該訓告の処分を受けた日から一月を経過したとき。
- 五 前項第五号に該当する者 適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、給付奨

学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第二十三条の二第二項第四号イ及びロに定める額に該当することとなったとき。

六 前項第六号に該当する者 第二十三条の四第九項又は第二十三条の九の規定による届出を機構に対し行ったとき。

七 前項第七号に該当する者 第二十三条の七第三項の規定による書類を機構に提出したとき。

八 前項第八号に該当する者 給付奨学生認定の効力の停止の解除について、給付奨学生から申出があったとき。

3 機構は、給付奨学生が次の各号に該当するときは、その者及びその在学する確認大学等の設置者に対し、その旨を通知するものとする。

一 第一項の規定により給付奨学生認定の効力が停止されたとき。

二 前項の規定により給付奨学生認定の効力の停止が解除されたとき。

4 第一項の規定により給付奨学生認定の効力が停止され、又は第二項の規定により給付奨学生認定の効力の停止が解除されたときは、当該停止又はその解除の日の前日の属する月の翌月から、学資支給金の支給を停止又は再開するものとする。

5 前項の規定により学資支給金の支給が停止された月から同項の規定により学資支給金の支給が再開された月の前月までの月数は、令第八条の三各号に定める月数に通算するものとする。ただし、第一項第三号(同号及び同項第四号のいずれにも該当するときは除く。)の規定により給付奨学生認定の効力が停止されたときは、当該通算をしないものとする。

(令元文科令七・追加、令二文科令三・旧第二十三条の十繰下・一部改正)

(処分等に係る通知)

第二十三条の十三 確認大学等は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、その内容を機構に通知するものとする。

一 給付奨学生に対する学校教育法施行規則第二十六条第二項に規定する退学、停学又は訓告の処分を行ったとき。

二 給付奨学生の休学又は復学を認めたとき。

(令元文科令七・追加、令二文科令三・旧第二十三条の十一繰下)

(個人番号の提供)

第二十四条 機構は、第二十条の規定による選考に当たり、法第十四条第一項の学資貸与金(以下単に「学資貸与金」という。)の貸与又は学資支給金の支給を受けようとする者に対し、機構の定めるところにより、その者及びその生計維持者の個人番号(行政手続におけ

る特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この条において同じ。)の提供を求めるものとする。

- 2 機構は、第二十三条の九の規定により生計維持者の変更について届出をしようとする給付奨学生に対し、機構の定めるところにより、その生計維持者の個人番号の提供を求めるものとする。
- 3 機構は、法第十五条第二項の規定による学資貸与金の返還の期限の猶予又は第三十二条の三の規定による学資支給返還金(学資支給返還金要返還者(法第十七条の三の規定により機構が支給した学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部の返還を求められた者をいう。以下同じ。))が返還しなければならない額をいう。以下同じ。)の返還の期限の猶予を受けようとする者に対し、機構の定めるところにより、その者の個人番号の提供を求めるものとする。
- 4 機構は、令第五条第三項の規定による第一種学資貸与金の返還又は第三十二条の二第二項の規定による学資支給返還金の返還を行おうとする者に対し、機構の定めるところにより、その者(その者を地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二条第一項第七号に規定する同一生計配偶者又は同項第九号に規定する扶養親族とする者(以下「扶養者」という。))があるときは、その者及びその扶養者の個人番号の提供を求めるものとする。
- 5 機構は、令第五条第三項の規定による第一種学資貸与金の返還又は第三十二条の二第二項の規定による学資支給返還金の返還を行っている者であって新たに扶養者が生じたものに対し、機構が定めるところにより、当該扶養者の個人番号の提供を求めるものとする。
- 6 機構は、令第五条第四項の規定による学資貸与金の返還の期限及び返還の方法の変更又は第三十二条の二第三項の規定による学資支給返還金の返還の期限及び返還の方法の変更を受けようとする者に対し、機構の定めるところにより、その者の個人番号の提供を求めるものとする。
- 7 前各項の規定により提供を求めるものとされている個人番号を機構が把握している場合その他の機構が個人番号の提供を必要としない場合にあつては、前各項の規定にかかわらず、機構が別に定めるところによるものとする。

(平三〇文科令一九・追加、令元文科令七・旧第二十四条の二繰上・一部改正、令二文科令三・一部改正)

(保証人)

第二十五条 機構は、学資貸与金の貸与を受けようとする者に対し、機構の定めるところにより、保証人を立てさせるものとする。

(平二九文科令二五・平三〇文科令一九・一部改正)

(学資貸与返還割賦金の返還の通知)

第二十六条 機構は、六月以内にその返還期日が到来することとなる学資貸与返還割賦金(令第五条第一項に規定する割賦の方法により学資貸与金を返還する場合における各返還期日ごとの返還分をいう。以下同じ。)を返還する義務を有する学資貸与金要返還者(学資貸与金の貸与を受け、当該学資貸与金を返還する義務を有する者をいう。以下同じ。)に対しては、あらかじめ当該学資貸与返還割賦金の額及び返還期日並びにその支払方法等を通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、機構が必要と認めるときは、学資貸与金要返還者の連帯保証人(保証人のうち学資貸与金要返還者と連帯して債務を負担する者(自然人に限る。))をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。

(平二九文科令二五・一部改正)

(所得を基礎として算定される割賦金の額による返還)

第二十六条の二 機構は、令第五条第三項に規定する方法により第一種学資貸与金の返還を行おうとする者に扶養者がある場合には、当該第一種学資貸与金の返還を行おうとする者の所得にその扶養者の所得を加えた額が機構の定める要件を満たすときに限り、同項に規定するその者の所得を基礎として算定される額を割賦金の額とすることができる。

(令二文科令三・追加)

(学資貸与返還割賦金の返還の督促等)

第二十七条 機構は、学資貸与返還割賦金の返還を延滞している学資貸与金要返還者に対しては、少なくとも六月ごとに当該学資貸与金要返還者が延滞している学資貸与返還割賦金の額及びその支払方法等を示して返還を督促するものとする。

2 前項の規定による督促は、機構が必要と認めるときは、学資貸与金要返還者の連帯保証人に対して行うものとする。

3 機構は、前二項の規定により学資貸与金要返還者又はその連帯保証人に対し学資貸与返還割賦金の返還を督促する場合には、次に返還期日が到来することとなる学資貸与返還割賦金の額及び返還期日並びにその支払方法等を併せて通知することができる。この場合においては、当該学資貸与返還割賦金に係る前条の規定による通知を要しない。

(平二九文科令二五・一部改正)

(保証人に対する請求)

第二十八条 機構は、前条に規定する督促によっては学資貸与返還割賦金の返還を確保することが困難であると認めるときは、学資貸与金要返還者の連帯保証人以外の保証人に対し、当該学資貸与金要返還者が返還を延滞している学資貸与返還割賦金の額及びその支払方法等を示して返還を請求するものとする。

(平二九文科令二五・一部改正)

(学資貸与返還割賦金に係る延滞金)

第二十九条 機構は、前二条の規定による督促又は請求を行う場合には、次項の規定により計算した額の延滞金の納入を併せて督促し又は請求するものとする。

- 2 機構が学資貸与返還割賦金の返還を延滞している学資貸与金要返還者に賦課する延滞金の額は、機構の定めるところにより、当該延滞している学資貸与返還割賦金(利息を除く。)の額につき年三パーセントの割合で計算した金額とする。ただし、学資貸与金要返還者が学資貸与返還割賦金の返還を延滞したことにつき災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められるときは、これを減免することができる。

(平二六文科令一七・平二九文科令二五・令二文科令三・一部改正)

(学資貸与返還割賦金の返還の強制)

第三十条 機構は、学資貸与返還割賦金の返還を延滞している学資貸与金要返還者等(学資貸与金要返還者又はその保証人(自然人に限る。))をいう。以下同じ。)が前三条の規定による督促又は請求を受けてもその延滞している学資貸与返還割賦金を返還しないときその他特別の必要があると認めるときは、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第七編に定める手続により学資貸与返還割賦金の返還を確保するものとする。

- 2 機構は、前項の規定によっても学資貸与返還割賦金の返還を確保することができないときその他学資貸与金の適正な回収を図るため必要があると認めるときは、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)その他強制執行の手続に関する法令に定める手続により学資貸与返還割賦金の返還を確保するものとする。

(平二九文科令二五・一部改正)

(学資貸与金の返還未済額の全部の返還の強制等)

第三十一条 前条の規定は、学資貸与金の返還未済額の全部の返還(令第五条第五項の規定による学資貸与金の返還未済額の全部の返還をいう。以下同じ。)について準用する。この場合において、前条第一項中「前三条の規定による督促又は請求を受けてもその延滞している学資貸与返還割賦金を返還しないとき」とあるのは「機構の指定した日までに学資

貸与金の返還未済額の全部の返還を行わないとき」と、「学資貸与返還割賦金の返還」とあるのは「学資貸与金の返還未済額の全部の返還」と、同条第二項中「学資貸与返還割賦金の返還」とあるのは「学資貸与金の返還未済額の全部の返還」と、それぞれ読み替えるものとする。

- 2 機構は、学資貸与金要返還者等が機構の指定した日までに学資貸与金の返還未済額の全部の返還を行わないときは、機構の定めるところにより、当該延滞している学資貸与金の返還未済額(利息を除く。)の全部の額につき年三パーセントの割合で計算した延滞金を請求するものとする。ただし、学資貸与金要返還者が学資貸与金の返還未済額の全部の返還を延滞したことにつき災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められるときは、これを減免することができる。

(平二二文科令二五・平二六文科令一七・平二九文科令二五・令二文科令三・一部改正)

(学資貸与金回収業務の委託)

第三十二条 機構は、学資貸与金要返還者の同意を得、かつ、その者に係る学資貸与返還割賦金の支払方法についての特約を付した上で、当該学資貸与金要返還者を使用する者に対し、当該学資貸与金要返還者に係る学資貸与金の回収業務の一部を委託することができる。この場合において、当該学資貸与金要返還者に係る学資貸与金の回収に関しては、第二十六条から前条までの規定によらないものとする。

- 2 機構は、前項の規定により学資貸与金の回収業務の一部を委託する場合には、当該委託に係る業務に関し、受託者と次に掲げる事項について取り決めなければならない。
 - 一 学資貸与金要返還者の名簿の作成及び変更に関する事項
 - 二 受託者が行う学資貸与金の回収業務の方法
 - 三 受託者が回収した学資貸与金の管理及び機構に対する引渡しの方法
 - 四 前三号に掲げるもののほか、学資貸与金の回収業務の委託に関し必要な事項

(平二九文科令二五・一部改正)

(学資支給返還金の返還の期限等)

第三十二条の二 学資支給返還金の返還の期限は、機構が返還を求めた月の翌月から起算して六月を経過した日(次項において「六月経過日」という。)以後二十年以内で機構の定める期日とし、その返還は、月賦その他の機構の定める割賦の方法によるものとする。ただし、学資支給返還金要返還者は、いつでも繰上返還をすることができる。

- 2 機構が、学資支給返還金要返還者について、その者の所得が少ない場合においても学資

支給返還金の継続的な返還を可能とするため、文部科学大臣の認可を受けて機構の定めるところによりその者の所得を基礎として算定される額を学資支給返還割賦金(前項に規定する割賦の方法により学資支給返還金を返還する場合における各返還期日ごとの返還分をいう。以下同じ。)の額とする方法により当該学資支給返還金を返還させる場合には、その返還の期限は、前項の規定にかかわらず、六月経過日以後二十年以内とすることを要しない。この場合において、その返還の期限は、六月経過日以後の日であって、文部科学大臣の認可を受けて機構の定める日とする。

- 3 機構は、前項に規定する方法により学資支給返還金の返還を行おうとする学資支給返還金要返還者に扶養者がある場合には、当該学資支給返還金要返還者の所得にその扶養者の収入を加えた額が機構の定める要件を満たすときに限り、同項に規定するその者の所得を基礎として算定される額を割賦金の額とすることができる。
- 4 機構が、災害、傷病その他文部科学大臣の認めるやむを得ない事由により学資支給返還金を返還することが困難となった者について、文部科学大臣の認可を受けて定める基準に従って、学資支給返還割賦金の減額及び支払回数の変更その他の学資支給返還金の返還の期限及び返還の方法の変更を行う場合(第二項に規定する場合を除く。)には、第一項中「二十年」とあるのは、「文部科学大臣の認可を受けて機構の定める二十年以上の期間」とする。
- 5 学資支給返還金要返還者が、支払能力があるにもかかわらず学資支給返還割賦金の返還を著しく怠ったと認められるときは、前四項の規定にかかわらず、その者は、機構の請求に基づき、その指定する日までに学資支給返還金の返還未済額の全部を返還しなければならない。

(平二九文科令二五・追加、令二文科令三・一部改正)

(学資支給返還金の返還期限の猶予)

第三十二条の三 機構は、学資支給返還金要返還者が災害又は傷病により学資支給返還金を返還することが困難となったこと、大学、大学院若しくは高等専門学校又は専修学校の専門課程に在学することその他文部科学大臣の認めるやむを得ない事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。

(平二九文科令二五・追加)

(死亡等による学資支給返還金の返還免除)

第三十二条の四 機構は、学資支給返還金要返還者が死亡又は精神若しくは身体の障害により学資支給返還金を返還することができなくなったときは、次の各号に掲げる者の区分に

応じ、それぞれ当該各号に定める額の返還を免除することができる。

- 一 死亡した者又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失した者 その学資支給返還金の返還未済額の全部又は一部
- 二 精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有する者 その学資支給返還金の返還未済額の一部

2 機構は、前項の規定による学資支給返還金の返還の免除につき必要な事項を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(平二九文科令二五・追加)

(学資支給返還割賦金の返還の通知、督促及び強制等)

第三十二条の五 機構は、六月以内にその返還期日が到来することになる学資支給返還割賦金を返還する義務を有する学資支給返還金要返還者に対しては、あらかじめ当該学資支給返還割賦金の額及び返還期日並びにその支払方法等を通知するものとする。

- 2 機構は、学資支給返還割賦金の返還を延滞している学資支給返還金要返還者に対しては、少なくとも六月ごとに当該学資支給返還金要返還者が延滞している学資支給返還割賦金の額及びその支払方法等を示して返還を督促するものとする。
- 3 機構は、前項の規定により学資支給返還金要返還者に対し学資支給返還割賦金の返還を督促する場合には、次に返還期日が到来することとなる学資支給返還割賦金の額及び返還期日並びにその支払方法等を併せて通知することができる。この場合においては、当該学資支給返還割賦金に係る第一項の規定による通知を要しない。
- 4 機構は、学資支給返還割賦金の返還を延滞している学資支給返還金要返還者が前二項の規定による督促を受けてもその延滞している学資支給返還割賦金を返還しないときその他特別の必要があると認めるときは、民事訴訟法第七編に定める手続により学資支給返還割賦金の返還を確保するものとする。
- 5 機構は、前項の規定によっても学資支給返還割賦金の返還を確保することができなるときその他学資支給返還金の適正な回収を図るため必要があると認めるときは、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令に定める手続により学資支給返還割賦金の返還を確保するものとする。
- 6 前二項の規定は、学資支給返還金の返還未済額の全部の返還(第三十二条の二第五項の規定による学資支給返還金の返還未済額の全部の返還をいう。以下この項において同じ。)について準用する。この場合において、第四項中「前二項の規定による督促を受けてもその延滞している学資支給返還割賦金を返還しないとき」とあるのは「機構の指定した日ま

でに学資支給返還金の返還未済額の全部の返還を行わないとき」と、「学資支給返還割賦金の返還」とあるのは「学資支給返還金の返還未済額の全部の返還」と、前項中「学資支給返還割賦金の返還」とあるのは「学資支給返還金の返還未済額の全部の返還」と、それぞれ読み替えるものとする。

(平二九文科令二五・追加、令二文科令三・一部改正)

(令第一条第一項の表備考第一号に規定する文部科学省令で定める別科)

第三十三条 令第一条第一項の表備考第一号に規定する文部科学省令で定める別科は、助産師、視能訓練士、臨床工学士、調理師、製菓衛生師若しくは養護教諭の養成を行うもの又は畜産、園芸、外国語、音楽若しくは美術に関する別科で職業に必要な技術の教授を目的とするものとする。

(平二五文科令一四・令二文科令三・一部改正)

(令第一条第三項の文部科学省令で定める者)

第三十四条 令第一条第三項の文部科学省令で定める者は、放送大学学園法(平成十四年法律第五十六号)第三条に規定する放送大学学園が設置する放送大学に在学する者とする。

(平二九文科令二五・一部改正)

(学内選考委員会)

第三十五条 令第八条第二項に規定する学内選考委員会(以下この条において「委員会」という。)は、次に掲げる委員で組織する。

一 学長

二 学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長のうち、委員会が定める者

三 その他委員会が定めるところにより学長が指名する者

2 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、委員会を主宰する。

4 委員会は、令第八条第二項の調査審議を行うに当たっては、法第十六条の返還の免除を受けようとする大学院の学生の専攻分野に係る教育研究の特性に配慮しなければならない。

5 この条に定めるもののほか、委員会の議事の手続その他委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(平二七文科令二五・一部改正)

(返還免除の認定の対象となる者)

第三十五条の二 令第八条第二項の文部科学省令で定める者は、外国の大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けた学生のうち、当該外国の大学院において当該学生に対して授業又は研究指導を行う教員の推薦を受けた者であつて、機構に設置される同条第一項の認定を受ける候補者として推薦すべき者の選考を行うのに必要な学識経験を有する者により構成される委員会が推薦するものとする。

(平二七文科令二五・追加、平二九文科令二五・一部改正)

(専攻分野に関する業績)

第三十六条 令第八条第二項の文部科学省令で定める業績は、次の各号に掲げる業績とする。

- 一 学位論文その他の研究論文
- 二 大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)第十六条第一項に定める特定の課題についての研究の成果
- 三 大学院設置基準第十六条の二に定める試験及び審査の結果
- 四 著書、データベースその他の著作物(第一号及び第二号に掲げるものを除く。)
- 五 発明
- 六 授業科目の成績
- 七 研究又は教育に係る補助業務の実績
- 八 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績
- 九 スポーツの競技会における成績
- 十 ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績
- 十一 その他機構が定める業績

(平一九文科令一一・平二四文科令六・令三文科令九・一部改正)

(特に優れた業績による返還免除の数)

第三十七条 法第十六条の規定により機構がその第一種学資貸与金の全部又は一部の返還を免除することができる者の数は、大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けた学生であつて、当該免除をしようとする日の属する年度に貸与期間が終了する者の数のおおむね百分の三十以下とするものとする。

(平二九文科令二五・平三〇文科令一九・一部改正)

(学資支給金の対象となる専攻科)

第三十八条 令第八条の二第一項第一号の表備考に規定する短期大学の専攻科及び高等専門学校専攻科は、学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第六条第一項に規定する独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす専攻科とする。

(令元文科令七・追加)

(令第八条の二第二項の文部科学省令で定める者)

第三十九条 令第八条の二第二項の文部科学省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 満十八歳となる日の前日において児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第四十三条の二に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
- 二 満十八歳となる日の前日において児童福祉法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
- 三 前二号に掲げる者に準ずるものとして適切と認められる者

(平二九文科令二五・追加、令元文科令七・旧第三十八条繰下・一部改正)

(国内に住所を有しない者等に係る支給額算定基準額の算定)

第四十条 令第八条の二第四項ただし書の文部科学省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 選考対象者若しくは給付奨学生又はその生計維持者が令第八条の二第四項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない場合
 - 二 生計維持者の死亡、災害その他の予期しなかった事由が生じたことにより緊急に学資支給金の支給を受けること(既に給付奨学生認定を受けている学生等にあつては、学資支給金の額を変更すること)が必要となった場合
 - 三 選考対象者又は給付奨学生が確認大学等に入学した日前一年以内に離職したことにより、学資支給金の支給を受けようとする年の収入の著しい減少が見込まれる場合(当該離職の日の属する年度又はその翌年度において市町村民税の所得割を課されている場合に限る。)
- 2 令第八条の二第四項ただし書の文部科学省令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額(その額が零を下回る場合にあつては零とし、その額に百円未満の端数がある場合にあつてはこれを切り捨てた額)(同項本文に規定する市町村民税の所得割を課することができない者に準ずるものと認められる場合にあつては、零)とする。

一 令第八条の二第四項第一号に規定する合計額に百分の六を乗じた額に準ずるものとして適切と認められるもの

二 令第八条の二第四項第二号に規定する控除する額に準ずるものとして適切と認められるもの

(令元文科令七・追加、令二文科令三・一部改正)

(学資支給金の額の特例)

第四十一条 令第八条の二第五項の文部科学省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとし、同項の文部科学省令で定める額は、零円とする。

一 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第三十一条第二号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び同法第三十一条の十において読み替えて準用する同法第三十一条第二号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金

二 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)第十八条に規定する職業転換給付金(同条第二号に掲げる給付金に限る。)

三 訓練延長給付(雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第二十四条第一項に規定する基本手当の支給をいう。)、同法第三十六条第一項に規定する技能習得手当及び同条第二項に規定する寄宿手当並びに同法附則第十一条の二第一項に規定する教育訓練支援給付金

四 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)第七条第一項に規定する職業訓練受講給付金

(令元文科令七・追加)

(令第八条の三第一号の文部科学省令で定める月数)

第四十一条の二 令第八条の三第一号の二十四月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数は、二十四月とする。ただし、認定専攻科に入学した日の属する月と学資支給金の支給を初めて受ける月が異なる場合は、二十四月から、認定専攻科に入学した日の属する月から学資支給金の支給を初めて受ける月の前月までの月数を控除した月数とする。

2 令第八条の三第一号の四十八月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数は、四十八月とする。ただし、専門学校に入学した日の属する月と学資支給金の支給を初めて受ける月が異なる場合は、四十八月から、専門学校に入学した日の属する月から学資支給金の支給を初めて受ける月の前月までの月数を控除した月数とする。

(令二文科令三・追加)

(令第八条の三第二号の文部科学省令で定める者)

第四十二条 令第八条の三第二号の文部科学省令で定める者は、過去に学資支給金を受けたことがある者のうち次の各号に掲げる者とする。

- 一 学校教育法第百八条第九項、第百二十二条又は第百三十二条の規定により編入学した者
- 二 確認大学等(確認を受けた専門学校を除く。以下この号において同じ。)に在学した者(確認大学等を卒業又は修了した者を除く。)で引き続いて確認を受けた専門学校(修業年限が一年のものを除く。)の第二学年以上に入学した者
- 三 確認大学等の相互の間(学校の種類が同一のものに限る。)で転学した者
- 四 同一の確認大学等において、学部等の相互の間で転籍した者
- 五 短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科に入学した者

(令元文科令七・追加)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、附則第七条から第九条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

(成立の際の会計処理の特例)

第二条 機構成立の際法附則第八条第二項及び第十条第五項の規定により機構に出資されたものとされる財産のうち償却資産については、第九条第一項の指定があったものとみなす。

第三条 機構は、法附則第十条第一項の規定により日本育英会の権利及び義務を承継したときは、貸借対照表の資産の部に未収財源措置予定額の勘定科目を設けて、法附則第十五条の規定による廃止前の日本育英会法(昭和五十九年法律第六十四号)第二十二条第一項に規定する第二種学資金に係る債権の貸倒引当金の額の範囲内で文部科学大臣が定める額を同科目に計上するものとする。

(業務の特例に関する経過措置)

第四条 法附則第十四条第一項の規定により機構が行う業務については、旧認定省令(附則第七条の規定による廃止前の日本育英会が学資の貸与を行う場合の認定の基準及び方法に関する省令(昭和五十九年文部省令第四十号)をいう。以下同じ。)第一条から第三条まで、第六条及び第七条並びに旧課程省令(附則第七条の規定による廃止前の日本育英会が専修学校に在学する者に対し学資の貸与を行う場合の当該者の在学する専修学校の課程を定

める省令(昭和五十九年文部省令第四十四号)をいう。以下同じ。)の規定は、次条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧認定省令第一条中「日本育英会法(昭和五十九年法律第六十四号)」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)」と、「第二十二條」とあるのは「附則第十四條第二項の規定によりなお効力を有するとされる日本育英会法(昭和五十九年法律第六十四号)第二十二條」と、「日本育英会(以下「育英会」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」と、第二條中「育英会」とあるのは「機構」と、第三條第一項中「法第二十二條第一項」とあるのは「法附則第十四條第一項」と、同條第二項、第六條及び第七條中「育英会」とあるのは「機構」と、旧課程省令中「日本育英会法施行令(昭和五十九年政令第二百五十三号)」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構法施行令(平成十六年政令第二号)附則第十一條第一項の規定によりなおその効力を有するとされる日本育英会法施行令(昭和五十九年政令第二百五十三号)」と、「高等課程及び専門課程」とあるのは「高等課程」とする。

- 2 機構が法附則第十四條第一項に規定する業務を行う場合における第一条の四、第十七條及び第二十五條の規定の適用については、第一条の四第一項第一号中「第十三條第一項第一号に規定する学資の貸与及び支給」とあるのは「第十三條第一項第一号に規定する学資の貸与及び支給並びに法附則第十四條第一項に規定する学資の貸与に係る業務」と、第十七條第一号中「法第十四條第一項の第一種学資貸与金(以下単に「第一種学資貸与金」という。）」とあるのは「法第十四條第一項の第一種学資貸与金(以下単に「第一種学資貸与金」という。）」及び法附則第十四條第一項の第一種学資金」と、第二十五條第一項中「学資貸与金(以下単に「学資貸与金」という。）」とあるのは「学資貸与金(法附則第十四條第一項に規定する第一種学資金を含む。以下単に「学資貸与金」という。）」とする。

(平二二文科令二一・平二九文科令二五・一部改正)

(第二種学資貸与金の特例的な利率を定める方法)

- 第五條 令附則第二條第一項の規定により読み替えられた同令第二條第一項の法第十九條第一項の規定による財政融資資金からの借入金の利率及び同項の規定による日本学生支援債券の利率を加重平均する方法であって文部科学省令で定めるものは、利率固定方式(第二種学資貸与金の返還の期限が到来するまでの間(当該第二種学資貸与金の貸与を受けている間及び法第十五條第二項の規定により返還の期限を猶予されている期間を除く。)、貸与期間終了の際に算定した利率とする貸与に係る利率を決定する方式をいう。))又は利率見直し方式(第二種学資貸与金の返還の期限が到来するまでの間(当該第二種学

貸与金の貸与を受けている間及び法第十五条第二項の規定により返還の期限を猶予されている期間を除く。)、おおむね五年ごとに見直した利率とする貸与に係る利率を決定する方式をいう。)に従って、次の算式により算定する方法とする。

$$R = (R_1 \times A + R_2 \times B) \div (A + B)$$

この式においてR、R₁、R₂、A及びBは、それぞれ次の値を表すものとする。

R 当該第二種学資貸与金に係る利率(パーセント)

R₁ 当該第二種学資貸与金の貸与を受けた者が返還すべき額(利息及び延滞金を除く。以下この条において同じ。)に相当する費用に充てるために機構が法第十九条第一項の規定によりした財政融資資金からの借入金の利率に相当する数(当該費用に充てた財政融資資金からの借入れが二回以上あるときは、それぞれの財政融資資金からの借入金の利率を、それぞれの財政融資資金からの借入金の総額のうち当該費用に充てた額により加重平均した利率に相当する数、貸与期間の終了前に当該費用に充てるための財政融資資金からの借入れがなかったときは、貸与期間の終了した月の翌月一日において財政融資資金から借入金をするとしたならば当該借入金について定められるべき利率に相当する数)

R₂ 機構が法第十九条第一項の規定により発行した日本学生支援債券(以下この条において「債券」という。)のうち当該第二種学資貸与金の貸与を受けた者が返還すべき額又はその残額に相当する費用に充てたものの利率に相当する数(当該費用に充てる債券の発行が二回以上あるときは、それぞれの債券の利率を、それぞれの債券の総額のうち当該費用に充てる額により加重平均した利率に相当する数)

A 当該第二種学資貸与金の貸与を受けた者が返還すべき額に相当する費用に充てるために機構が法第十九条第一項の規定によりした財政融資資金からの借入金の額又はその償還残額

B 機構が法第十九条第一項の規定により発行した債券の総額のうち当該第二種学資貸与金の貸与を受けた者が返還すべき額又はその残額に相当する費用に充てた資金の額
(平一九文科令一一・全改、平二九文科令二五・一部改正)

(報奨金)

第六条 機構は、学資貸与金要返還者(平成十六年度に機構と貸与契約を締結した者に限る。)又はその連帯保証人若しくは保証人が第一種学資貸与金に係る最終の学資貸与返還割賦金の返還期日の四年前までに第一種学資貸与金の返還未済額の全部を一時に返還したときは、その者に対し、当該返還により繰上返還したこととなる学資貸与返還割賦金の

金額につき五パーセントの割合で計算した金額を報奨金として支払うことができるものとする。ただし、返還を開始した日の翌日から起算して七年以上(返還の期限を猶予されている期間を除く。)経過した後に第一種学資貸与金の返還未済額の全部を一時に返還したときに支払うことができる報奨金は、当該返還により繰上返還したこととなる第一種学資貸与金に係る学資貸与返還割賦金の金額につき三パーセントの割合で計算した金額とする。

(平二九文科令二五・一部改正)

(日本育英会が学資の貸与を行う場合の認定の基準及び方法に関する省令等の廃止)

第七条 次に掲げる省令は、廃止する。

- 一 日本育英会が学資の貸与を行う場合の認定の基準及び方法に関する省令
- 二 日本育英会の業務方法書に記載すべき事項を定める省令(昭和五十九年文部省令第四十一号)
- 三 日本育英会が行う学資金回収業務の方法に関する省令(昭和五十九年文部省令第四十二号)
- 四 日本育英会の財務及び会計に関する省令(昭和五十九年文部省令第四十三号)
- 五 日本育英会が専修学校に在学する者に対し学資の貸与を行う場合の当該者の在学する専修学校の課程を定める省令
- 六 日本育英会の第一種学資金の返還を免除される職を置く研究所等の指定に関する省令(昭和五十九年文部省令第四十五号)
- 七 日本育英会が第一種学資金の貸与を行う場合の大学通信教育における面接授業の方法に関する省令(昭和六十年文部省令第十七号)
- 八 日本育英会の第二種学資金の特例的な利率を定める方法に関する省令(平成十四年文部科学省令第三十四号)

(日本育英会が学資の貸与を行う場合の認定の基準及び方法に関する省令等の廃止に伴う経過措置)

第八条 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の日本育英会が学資の貸与を行う場合の認定の基準及び方法に関する省令並びに日本育英会が行う学資金回収業務の方法に関する省令の規定によりした処分、手続その他の行為は、この省令中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(日本育英会の第一種学資金の返還を免除される職を置く研究所等の指定に関する省令の廃止に伴う経過措置)

第九条 法附則第十六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる貸与金の返還の免除については、附則第七条の規定による廃止前の日本育英会の第一種学資金の返還を免除される職を置く研究所等の指定に関する省令第三条第一項第一号中「国」とあるのは「国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人を含む。)」と、「地方公共団体」とあるのは「地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。)」とする。

(令和三年度における支給額算定基準額の算定の特例)

第十条 施行令第八条の二第四項ただし書の文部科学省令で定める場合は、令和三年四月から九月までの間は、第四十条第一項各号に掲げる場合のほか、選考対象者若しくは支給対象者又はその生計維持者が、令和二年度分の施行令第八条の二第四項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において次のいずれかに該当する者であった場合とする。

一 婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもののうち、その者と生計を一にする子(他の者の地方税法第二百九十二条第一項第七号に規定する同一生計配偶者又は同項第九号に規定する扶養親族とされている者を除く。)で令和元年の同法第三百十三条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が四十八万円以下であるものを有し、かつ、令和元年の合計所得金額が五百万円以下であるもの

二 婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもののうち、その者と生計を一にする子(他の者の地方税法第二百九十二条第一項第七号に規定する同一生計配偶者又は同項第九号に規定する扶養親族とされている者を除く。)で令和元年の同法第三百十三条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が四十八万円以下であるものを有し、かつ、令和元年の合計所得金額が五百万円以下であるもの

2 前項の場合における施行令第八条の二第四項ただし書の文部科学省令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額(その額が零を下回る場合にあつては零とし、その額に百円未満の端数がある場合にあつてはこれを切り捨てた額)(同項本文に規定する市町村民税の所得割を課することができない者に準ずるものと認められる場合にあつては、零)とする。

一 施行令第八条の二第四項第一号に規定する合計額に百分の六を乗じた額から一万八千円を控除した額

二 施行令第八条の二第四項第二号に規定する控除する額

(令三文科令七・全改)

附 則 (平成一七年一月三十一日 文部科学省令第一号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三十一日 文部科学省令第一四号)

この省令は、公布の日から施行し、平成十七年四月一日以降外国の大学又は大学院に入学する者に係る選考から適用する。

附 則 (平成一九年三月三〇日 文部科学省令第五号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十九年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日 文部科学省令第一一号)
(施行期日)

1 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日前の貸与契約による第二種学資金の利率については、なお従前の例による。

附 則 (平成二二年一月二六日 文部科学省令第二一号)

この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十二年十一月二十七日)から施行する。

附 則 (平成二二年一月二八日 文部科学省令第二五号)

この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。

附 則 (平成二三年一月二八日 文部科学省令第四五号)

この省令は、公布の日から施行し、平成二十四年一月一日以降外国の大学に入学する者に係る選考から適用する。

附 則 (平成二四年三月一四日 文部科学省令第六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年三月二九日 文部科学省令第一四号)

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年一月二七日 文部科学省令第三三号)

この省令は、公布の日から施行し、平成二十六年一月一日以降外国の大学に入学する者に係る選考から適用する。

附 則（平成二六年三月三十一日 文部科学省令第一七号）
（施行期日）

1 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第二十九条第二項及び第三十一条第二項の規定は、この省令の施行の日以後の期間に対応する延滞金の額の計算について適用し、同日前の期間に対応する延滞金の額の計算については、なお従前の例による。

附 則（平成二七年三月三〇日 文部科学省令第一二号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(以下「通則法改正法」という。)の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

（業務実績等報告書の作成に係る経過措置）

第二条

2 通則法改正法附則第八条第一項の規定により旧通則法第二十九条第一項の中期目標が新通則法第二十九条第一項の規定により指示した同項の中期目標とみなされる場合におけるこの省令による改正後の次に掲げる省令の規定及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令(平成十五年文部科学省令第五十九号)第五条第一項の規定の適用については、これらの省令の規定中「当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第二十九条第二項第二号」とあるのは「当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)による改正前の通則法(以下この表において「旧通則法」という。)第二十九条第二項第三号」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」と、「通則法第二十九条第二項第二号から」とあるのは「旧通則法第二十九条第二項第二号から」と、「期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第二十九条第二項第二号」とあるのは「期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が旧通則法第二十九条第二項第三号」とする。

一から十二まで 略

十三 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第五条第一項

(平二八文科令二三・一部改正)

(業務報告書又は事業報告書の作成に係る経過措置)

第三条 この省令による改正後の次に掲げる省令の規定は、通則法改正法の施行の日以後に開始する事業年度に係る業務報告書又は事業報告書から適用する。

一から二十一まで 略

二十二 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第十条の二第三項

附 則 (平成二七年五月一五日文部科学省令第二五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年三月二二日文部科学省令第四号)

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年四月一日文部科学省令第二三号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年一〇月一九日文部科学省令第三一号)

この省令は、公布の日から施行し、平成二十八年十月一日から適用する。

附 則 (平成二九年三月三十一日文部科学省令第二五号)

(施行期日)

1 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第三十四条の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

(平成二十九年度において学資支給金の支給を受ける者に係る選考の特例)

2 平成二十九年度において独立行政法人日本学生支援機構法第十七条の二第一項の学資支給金(以下この項において単に「学資支給金」という。)の支給を受ける者に係る選考は、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第二十三条の二第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。

一 学資支給金の支給を受けようとする私立の高等専門学校の第四学年に進級した学生で、独立行政法人日本学生支援機構法施行令(平成十六年政令第二号。以下この項において「令」という。)第一条第一項の表備考第七号の自宅外通学のとき(以下この項において単に「自宅外通学のとき」という。)に該当する者のうち、当該高等専門学校の校長の推薦を受けたもの

二 学資支給金の支給を受けようとする高等専門学校の第四学年に進級した学生で、令第

八条の二第四項に規定する者に該当する者のうち、当該高等専門学校の校長の推薦を受けたもの

三 学資支給金の支給を受けようとする私立の大学又は私立の専修学校の専門課程に入学した者で、自宅外通学のときに該当する者のうち、当該学校の学長又は校長の推薦を受けたもの

四 学資支給金の支給を受けようとする大学又は専修学校の専門課程に入学した者で、第八条の二第四項に規定する者に該当する者のうち、当該学校の学長又は校長の推薦を受けたもの

3 前項に規定する推薦の基準は、独立行政法人日本学生支援機構が定める。

附 則（平成二九年一〇月三十一日文部科学省令第三九号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年五月一十一日文部科学省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年六月一三日文部科学省令第四号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（財務諸表及び業務報告書又は事業報告書の作成に係る経過措置）

第二条 この省令による改正後の次に掲げる省令の規定は、平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表及び業務報告書又は事業報告書から適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表及び業務報告書又は事業報告書については、なお従前の例による。

一から二十まで 略

二十一 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第十条及び第十条の二

附 則（令和元年六月二八日文部科学省令第七号）

（施行期日）

1 この省令は、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第八号。附則第三項において「支援法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行の日＝令和二年四月一日）

（施行前の準備）

2 この省令を施行するために必要な選考の手続その他の行為は、この省令の施行前におい

でも行うことができる。

(旧学資支給金の支給を受ける者に係る特例)

- 3 支援法附則第六条第一項に規定する旧学資支給金(以下この項において単に「旧学資支給金」という。)の支給を受ける者が同法の施行後引き続き旧学資支給金の支給を受けるときは、その者は、同法附則第五条の規定による改正後の機構法第十七条の二第一項に規定する学資支給金の支給を受けることができない。

附 則 (令和二年三月六日文部科学省令第三号)

(施行期日)

- 1 この省令は、大学等における修学の支援に関する法律の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。ただし、第四十条第一項に第三号を加える改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 機構は、大学等における修学の支援に関する法律附則第六条第三項の規定によりなお効力を有することとされる同法附則第五条の規定による改正前の独立行政法人日本学生支援機構法第二十三条の三の規定により特別の勘定を設けて経理する場合には、この省令による改正前の独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第十七条第二項の規定は、なおその効力を有する。
- 3 この省令による改正後の独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第二十九条第二項及び第三十一条第二項の規定は、この省令の施行の日以後の期間に対応する延滞金の額の計算について適用し、同日前の期間に対応する延滞金の額の計算については、なお従前の例による。

附 則 (令和三年二月一九日文部科学省令第七号)

(施行期日)

- 第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 第二条 この省令を施行するために必要な判定の手續その他の行為は、この省令の施行前においても行うことができる。

附 則 (令和三年二月二六日文部科学省令第九号)

この省令は、公布の日から施行する。

別表 適格認定における学業成績の基準(第二十三条の二、第二十三条の六及び第二十三条

の十関係)

(令元文科令七・追加、令二文科令三・一部改正)

区分	学業成績の基準
廃止	<p>次の各号のいずれかに該当すること(災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none">一 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。二 修得した単位数(単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。次項において同じ。)の合計数が標準単位数の五割以下であること。三 履修科目の授業への出席率が五割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。四 次項に定める警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。
警告	<p>次の各号のいずれかに該当すること(災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none">一 修得した単位数の合計数が標準単位数の六割以下であること。(前項第二号に掲げる基準に該当するものを除く。)二 GPA等が学部等における下位四分の一の範囲に属し、次のいずれにも該当しないこと。<ul style="list-style-type: none">イ 給付奨学生の在学する確認大学等の正規の修業年限を満了するまでに、その取得が当該確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしい資格等であって、職業に密接に関連するものを取得する能力につき高い水準を満たすと見込まれること。ロ 満十八歳となる日の前日において児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定より同法第六条の四に規定する里親に委託されていた者、同号の規定により入所措置が採られて同法第四十一条に規定する児童養護施設に入所していた者又は第三十九条に掲げる者であって、履修科目の授業への出席率が高いことその他の学修意欲が高い状況にあると認められること。三 履修科目の授業への出席率が八割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること。(前項第三号に掲げる基準に該当するものを除く。)
備考	<ul style="list-style-type: none">一 この表における「標準単位数」とは、次のいずれか少ない数をいう。<ul style="list-style-type: none">イ 確認大学等が卒業又は修了の要件として修得することを定める単位数(単位制によ

らない専門学校にあつては、単位時間数)を修業年限の年数(大学設置基準(昭和三十二年文部省令第二十八号)第三十条の二、短期大学設置基準(昭和三十五年文部省令第二十一号)第十六条の二、専門職大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十三号)第二十七条、専門職短期大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十四号)第二十四条及び専修学校設置基準(昭和三十二年文部省令第二号)第二十五条の規定により、確認大学等が修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを認めた学生にあつては、当該確認大学等が認めた期間)で除した数に、学生等が在学した期間の年数(その期間に休学期間が含まれるときは、当該休学期間(当該休学期間が一年未満の場合にあつては、その月数(一月未満の場合にあつては、一月)を十二で除した数とする。)を控除する。)を乗じた数(一未満の端数が生じた場合にあつては、これを一に切り上げるものとする。)

ロ 大学設置基準第二十七条の二第一項、短期大学設置基準第十三条の二第一項、専門職大学設置基準第二十三条第一項、専門職短期大学設置基準第二十条第一項及び専修学校設置基準第二十四条の規定により、学生等が在学した期間について履修科目として登録することができる単位数の上限として確認大学等が定めた数を合計した数

二 この表における「学部等」とは、学部、学科又はこれらに準ずるものであつて、学生等の学業成績をGPA等を用いて相対的に比較することが公平かつ適正であると確認大学等が認める組織等をいう。

三 給付奨学生の学修意欲の状況については、履修科目の授業への出席率、授業時間外の学修の状況、授業において作成を求められる論文、報告書等の提出状況等を勘案して、確認大学等が判定するものとする。

給付奨学金の返還等に係る事項

1. 交付済み奨学金の返還に係る事項

【返還の条件】

(1) 奨学生本人が、以下①に該当するときは、当該学業成績に係る学年の初日（2年制以下の短期大学等にあつては、当該学業成績に係る学年の半期の初日）まで遡り、以下②に該当するときは、当該処分に該当するに至った日の属する学年の初日まで遡り、その間に交付された給付奨学金を返還することが必要となります。

- ① 学業成績が著しく不良であり、災害、傷病その他のやむを得ない事由によるものと認められないとき。
- ② 学校処分により廃止の処置を受け、その学校処分の内容が学校教育法施行規則第二十六条第二項に規定する退学又は停学（期間の定めのないもの又は三月以上の期間のものに限る。）であるとき。

【返還の方法】

(2) 適格認定等により奨学金の廃止及び奨学金の返還が決定した後、機構は在学学校長を通じて、又は機構から、当該学生に対し、奨学金の廃止の決定とともに返還すべき金額や返還の方法等について通知します。当該学生は、その内容を確認したうえで、返還誓約書に自署し、機構が定める期限までに提出しなければなりません。なお、返還期間、割賦額、返還方法及び延滞した場合の措置等について、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令その他関係規程の定めに従うものとします。

2. その他

【管轄裁判所に関する同意条項】

(1) 奨学生は、給付奨学金の返還に関する紛争について、機構の本部所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

【連絡先の届出等】

(2) 本人の連絡先について、住所・氏名・電話番号等に変更があつたときは、速やかに所定の様式で機構に届け出なければなりません。また、機構が本人から最後に届出のあつた氏名・住所に発送した通知又は通知書類が延着又は到着しなかつた場合、通常到着すべき時に到着したものとします。

上記以外の取扱いについては、機構の諸規程の定めによります。

給付奨学金の未婚のひとり親への寡婦（寡夫）控除のみなし適用について

※これから給付奨学金の申込をされる方・令和3年度大学等奨学生採用候補者の方へ

給付奨学金の収入基準については、学生等本人及び生計維持者の住民税情報により判定を行います。

2020年度までの住民税に係る地方税法においては、未婚の（婚姻歴のない）ひとり親には寡婦（寡夫）控除が適用されないため、住民税の計算上、未婚のひとり親は、婚姻歴のあるひとり親と比べて不利となる場合があります。

この状況については、2020年度の税制改正によって、未婚のひとり親に対する新たな控除が創設され、2021年分以後の個人住民税に適用されることとなりますが、2021年度大学等在学採用（春）に申し込まれる方の選考、2021年4月～8月に家計急変採用に申し込まれる方の選考、及び令和3年度大学等奨学生採用候補者の選考にあたっては、改正予定の新たな控除を前倒しでみなし適用することで、経済的支援の公平性の確保を図ります。

一方で、2021年度大学等在学採用（秋）に申し込まれる方の選考、2021年9月以降に家計急変に申し込まれる方の選考、及び令和4年度大学等奨学生採用候補者の選考にあたっては、改正後の新たな控除が適用される予定です。

なお、当該控除の適用を受けても、所得の状況により支援対象とならない場合があります。

1. みなし控除の対象となる方

以下、(1) から (3) の全てに該当する者を対象とします。

(1) 一① **【大学等在学採用】**：2021年度大学等在学採用（春）において給付奨学金に申し込まれる方（※1）。

（※1）2021年4月～8月に家計急変に申し込まれる方も対象です。

一② **【大学等奨学生予約採用】**：令和3年度大学等奨学生予約採用において給付奨学金を希望された方

(2) 2019年12月31日時点で婚姻歴（事実婚を含む（※2））がなく、かつ2019年（1月～12月）の総所得金額等（※3）が48万円以下の子がいるひとり親の方。

（※2）2020年1月1日よりも前に婚姻歴（事実婚を含む）がなく、かつそれ以降に婚姻歴がある方は対象です。

住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」の記載がある方、または税法上の寡婦（寡夫）となっていた方は対象外です。

（※3）総所得金額等とは、地方税法の合計所得金額に繰越控除を適用した後の所得となります。

(3) 当該ひとり親（生計維持者）の2019年1月～12月の合計所得金額が500万円以下（給与所得者の場合、年収688万円以下）の方。

2. 申込方法等

(1) 2021年度大学等在学採用（春）に申込みされる方（2021年4月～8月までの家計急変採用の申込者含む）

本機構のホームページに掲載している「寡婦（寡夫）控除のみなし適用の申請書」をダウンロードし、必要項目をすべて記入のうえ、住民票の写し（※）とともに学校に提出してください。

（※）住民票は、「世帯全員分」の記載及び「続柄」の記載があるもので、かつ2020年1月1日以降に発行されたものを提出いただく必要があります。

◆ホームページ掲載場所◆

ホーム > 奨学金 > 奨学金の制度（給付型） > 申込方法 >

【2021年度大学等在学採用（春）の給付奨学金にお申込みの学生等対象】

未婚のひとり親への寡婦（寡夫）控除のみなし適用について

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/moshikomii/index.html>（4月上旬掲載）

(2) 令和3年度大学等奨学生採用候補者の方

令和2年度に実施済の令和3年度大学等奨学生予約採用の選考の際に、当該申請を受付け、適用対象者となった方は、適用後の内容で選考済です。一方、上記対象者の条件のうち「総所得金額等が48万円以下の子」については、当初募集時の「税法上の扶養親族である子」から緩和されていますので、緩和後の条件に該当する場合は、在学する学校の奨学金担当窓口にご相談ください。